

# 第2期 鳥取市子どもの未来応援計画

令和4（2022）年3月

鳥取市

# ～ 目 次 ～

<b>第1章 計画の策定に当たって</b>	<b>1</b>
【1】計画策定の社会的背景	1
【2】計画策定の趣旨	5
<b>第2章 計画の概要</b>	<b>6</b>
【1】計画の位置付け	6
【2】計画の対象	7
【3】計画の期間	7
【4】計画の策定方法	8
<b>第3章 本市の子どもを取り巻く現状</b>	<b>9</b>
【1】人口の状況	9
【2】出生等の状況	13
【3】世帯の状況	15
【4】就業の状況	16
【5】公的扶助の状況	18
【6】教育支援の状況	22
【7】健康相談・発達相談の状況	23
【8】教育・保育の状況	24
<b>第4章 本市における施策の取組状況</b>	<b>27</b>
【1】前期計画の点検・評価結果	27
【2】数値目標の達成状況	34
<b>第5章 アンケート調査結果の概要</b>	<b>35</b>
【1】アンケート調査結果の概要	35
【2】アンケート結果から読み取れる課題	46
<b>第6章 計画の基本的な考え方</b>	<b>48</b>
【1】基本理念と基本目標	48
【2】施策の柱	49
【3】施策の体系	50
<b>第7章 具体的施策の展開</b>	<b>51</b>
【施策の柱1】学ぶ意欲を育む環境づくり	51
【施策の柱2】健やかに暮らす基盤づくり	54
【施策の柱3】安定した暮らしを築く環境づくり	60
【施策の柱4】暮らしを支える経済的支援とネットワークづくり	61
<b>第8章 計画の推進体制</b>	<b>64</b>
【1】庁内推進体制	64
【2】地域における推進体制	64
【3】計画の進捗評価	65
【4】数値目標の設定	66

**資料編**-----**67**

【資料1】設置要綱 改訂版 令和3（2021）年6月30日 ----- 67

【資料2】設置要綱 改訂版 令和3（2021）年10月27日 ----- 69



# 第1章 計画の策定に当たって

## 【1】計画策定の社会的背景

### 1 子どもの貧困を取り巻く現状

我が国においては、依然として総人口の減少や少子高齢化が進行しており、その背景には、晩婚化や晩産化をはじめ子育ての経済的負担感など、様々な社会的要因が影響していると言われてしています。また、生活が多様化、複雑化する中で経済的に困難な状態にある子育て世帯の増加をはじめ、社会的な孤立などを背景とした「ヤングケアラー」や「生理の貧困」といった、新たな福祉的課題も生じています。

このような状況の中、新型コロナウイルス感染症の拡大は、人々の生活様式に大きな変化をもたらし、外出自粛や時短営業、売り上げの減少などを背景に経済的困窮に陥るなど、更なる影響を及ぼしています。子どもの学校生活においても、クラブ活動や修学旅行の中止などによる精神的な影響が懸念されています。

厚生労働省が実施した国民生活基礎調査によると、国の「子どもの貧困率<sup>※1</sup>」は、平成24（2012）年まではおおむね上昇傾向にありましたが、平成27（2015）年以降は減少に転じ、平成30（2018）年には13.5%（新基準<sup>※2</sup>では14.0%）に減少しました。しかし、貧困率は、ほぼ7人に1人の割合で、小中学校1クラス30人の場合、各教室に4人は貧困状態の子どもがいる可能性があるということになります。

### 【 全国の貧困率の推移 】

単位(%)	平成9 (1997) 年	平成12 (2000) 年	平成15 (2003) 年	平成18 (2006) 年	平成21 (2009) 年	平成24 (2012) 年	平成27 (2015) 年	平成30 (2018) 年	新基準
	相対的貧困率	14.6	15.3	14.9	15.7	16.0	16.1	15.7	
子どもの貧困率	13.4	14.4	13.7	14.2	15.7	16.3	13.9	13.5	14.0
子どもがいる現役世帯	12.2	13.0	12.5	12.2	14.6	15.1	12.9	12.6	13.1
大人が一人	63.1	58.2	58.7	54.3	50.8	54.6	50.8	48.1	48.3
大人が二人以上	10.8	11.5	10.5	10.2	12.7	12.4	10.7	10.7	11.2
貧困線(万円)	149	137	130	127	125	122	122	127	124

※1 世帯収入から国民一人一人の所得を試算して順番に並べたとき、真ん中の人の所得の半分(貧困線)に届かない人の割合を相対的貧困率と言い、子どもの貧困率は、18歳未満でこの貧困線を下回る人の割合を指す。

※2 平成30(2018)年の「新基準」は、平成27(2015)年に改定されたOECDの所得定義の新たな基準で、従来の可処分所得から更に「自動車税・軽自動車税・自動車重量税」「企業年金の掛金」及び「仕送り額」を差し引いたもの。

資料：国民生活基礎調査(令和元(2019)年)(ただし、平成27(2015)年の数値は熊本県を除く。)

子どもが貧困であるということは、その家庭が貧困であることが考えられることから、子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されることがないように「貧困の連鎖」の流れを断ち、貧困から脱却するための、総合的な支援対策を進めていくことが必要となっています。

## 2 国の動き

国においては、平成 26（2014）年 1 月、子どもの貧困対策に向けた必要な支援や環境整備、教育の機会均等を図るため「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行されました。同年に子どもの貧困対策に関する基本的な方針や重点施策等を取りまとめた「子供の貧困対策に関する大綱」が閣議決定されました。「子どもの貧困対策の推進に関する法律」は、令和元（2019）年 6 月に改正され、その規定に基づき、令和元（2019）年 11 月「子供の貧困対策に関する大綱」も改定されました。この新大綱では「現在から将来にわたり、全ての子供たちが夢や希望を持てる社会を目指す」「子育てや貧困を家庭のみの責任とせず、子供を第一に考えた支援を包括的・早期に実施」という目的を定めるとともに、次の基本的方針を掲げています。

「子供の貧困対策に関する大綱」の基本的方針	
<ul style="list-style-type: none"> <li>① 貧困の連鎖を断ち切り、全ての子供が夢や希望を持てる社会を目指す</li> <li>② 親の妊娠・出産期から子供の社会的自立までの切れ目のない支援体制を構築する</li> <li>③ 支援が届いていない、又は届きにくい子供・家庭に配慮して対策を推進する</li> <li>④ 地方公共団体による取組の充実を図る</li> </ul>	

### 【 指標の改善に向けた主な重点施策 】

教育の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 幼児教育・保育の無償化の推進及び質の向上</li> <li>○ 地域に開かれた子供の貧困対策のプラットフォームとしての学校指導・運営体制の構築</li> <li>○ 特に配慮を要する子供への支援</li> <li>○ 教育費負担の軽減</li> <li>○ 地域における学習支援等</li> </ul>
生活の安定に資するための支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 親の妊娠・出産期、子供の乳幼児期における支援</li> <li>○ 保護者の生活支援</li> <li>○ 子供の生活支援</li> <li>○ 児童養護施設退所者等に関する支援</li> <li>○ 支援体制の強化</li> </ul>
保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 職業生活の安定と向上のための支援</li> <li>○ ひとり親に対する就労支援</li> <li>○ ふたり親世帯を含む困窮世帯等への就労支援</li> </ul>
経済的支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 児童手当・児童扶養手当制度の着実な実施</li> <li>○ 教育費負担の軽減</li> </ul>

【子どもの貧困対策を取り巻く国や制度の動き】

平成 25 (2013) 年 6 月 「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の成立

【都道府県】

第九条 都道府県は、大綱を勘案して、当該都道府県における子どもの貧困対策についての計画を定めるよう努めるものとする。→ **計画策定の努力義務化**

【国及び地方公共団体】

第十条（教育の支援）、第十一条（生活の支援）、第十二条（保護者に対する就労の支援）、第十三条（経済的支援）それぞれの支援のために必要な施策を講ずるものとする。

第八条 政府は、子どもの貧困対策を総合的に推進するため、子どもの貧困対策に関する大綱を定めなければならない。

（施行期日）

第二条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

平成 26 (2014) 年 8 月 「子供の貧困対策に関する大綱」の策定

- 本市では、市町村の計画策定が努力義務化される以前の平成 29 (2017) 年 3 月に、前期計画である「鳥取市子ども未来応援計画」を策定

令和元 (2019) 年 6 月 「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の一部改正

第九条

2 市町村は、大綱及び都道府県計画を勘案して、当該市町村における子どもの貧困対策についての計画を定めるよう努めるものとする。→ **計画策定の努力義務化**

「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の一部改正内容のポイント

「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の一部改正内容のポイント	
目的 (第一条)	① 子どもの「将来」だけでなく「現在」に向けた対策であること ② すべての子どもの貧困解消に向けて、児童の権利条約の精神に則り推進すること
基本理念 (第二条)	① 子どもの年齢等に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先考慮され、健やかに育成されること <b>【新設】</b> ② 各施策を子ども等の生活及び取り巻く環境の状況に応じて、包括的かつ早期に講ずること ③ 貧困の背景に様々な社会的要因があることを踏まえること <b>【新設】</b>

令和元 (2019) 年 11 月 「子供の貧困対策に関する大綱」の見直し

### 3 鳥取県の動き

国のこうした動きを踏まえ、鳥取県においても、平成 27（2015）年 3 月に「鳥取県子どもの貧困対策推進計画」が策定され、令和 2（2020）年 3 月には、計画期間の満了に伴い「鳥取県子どもの貧困対策推進計画 第 2 期」が策定されました。この計画では、全ての子どもがその経済的な環境によって左右されることなく、夢と希望を持って成長していくことができ、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、地域や社会全体で子どもの貧困対策を充実し、包括的に取り組んでいくこととしています。

#### 【「鳥取県子どもの貧困対策推進計画 第 2 期」の体系】

子どもの貧困対策に関する基本的な方針	
<b>1 親の妊娠・出産期から子どもの社会的自立までの切れ目のない支援の推進</b> <b>2 支援が届かない又は届けにくい子ども・世帯の早期の把握及び支援の推進</b> <b>3 市町村及び様々な機関と連携した取組の推進</b>	
具体的な施策	主な取組
(1) 教育の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ スクールソーシャルワーカーが機能する体制づくり</li> <li>・ 苦しい状況にある子どもの早期把握、早期支援につなぐ体制の強化</li> <li>・ 学習環境や相談体制の整備、経済的支援等</li> </ul>
(2) 生活の安定に資するための支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子どもとその保護者の生活の安定に資するための支援の展開</li> </ul>
(3) 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保護者の就労支援、その他職業生活の安定と向上に資する支援</li> <li>・ 適正な労働環境の確保</li> <li>・ 自立に向けた働き方への支援</li> <li>・ 親の状況に応じたきめ細かな就労支援</li> </ul>
(4) 経済的支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 多様な経済的支援</li> <li>・ 支援が届くために必要な体制の構築</li> </ul>
(5) 調査研究	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 貧困の実態や支援の実態の適切な把握</li> <li>・ 地域における支援活動の状況、国内外の調査研究等に関する情報収集及び市町村との情報共有</li> </ul>



## 【2】計画策定の趣旨

本市においては、子どもの貧困対策を国や県の取組と連携しながら、包括的に展開するため「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の規定に基づく市町村計画として、平成29（2017）年3月に「鳥取市子どもの未来応援計画～すべての子どもたちが 夢と希望を持って成長していける鳥取市を目指して～」（以下「前期計画」という。）を策定しました。

前期計画の計画期間は、平成29（2017）年度から令和3（2021）年度の5年間となっており、これまでの取組について、総合的な点検・評価を踏まえた見直しを図り、令和4（2022）年度から5年間の計画「第2期鳥取市子どもの未来応援計画」（以下「本計画」という。）を策定します。また、本計画は、コロナ禍によって改めて注目されている「誰一人取り残さない」持続可能な社会の実現を目指すSDGsの視点を踏まえて策定します。

SDGs（Sustainable Development Goals）とは、平成27（2015）年9月に国連サミットで採択された、全ての国がその実現に向けて目指すべき「持続可能な開発目標」で、17のゴールから構成されています。

本計画においては、これらのうち、特に「1（貧困をなくそう）」「3（すべての人に健康と福祉を）」「4（質の高い教育をみんなに）」「10（人や国の不平等をなくそう）」「16（平和と公正をすべての人に）」の項目に視点を置いて策定します。



## 第2章 計画の概要

### 【1】計画の位置付け

本計画は、本市における最上位の行政計画である「第11次鳥取市総合計画」の方針に沿って策定します。また、国の「子供の貧困対策に関する大綱」や「鳥取県子どもの貧困対策推進計画 第2期」を踏まえて策定します。

本計画は、子どもの貧困対策を推進するための、基本的な取組の方向性を定めるとともに、福祉及び保健分野等の個別計画との整合にも配慮し、計画の推進に当たっては、新たな課題や環境の変化に柔軟に対応することとします。

#### 【本計画の位置付け】

- 【根拠法】 子どもの貧困対策の推進に関する法律
- 【国】 子供の貧困対策に関する大綱
- 【鳥取県】 鳥取県子どもの貧困対策推進計画

#### 第11次鳥取市総合計画

(基本構想/令和3年度～令和12年度)

【まちづくりの理念】 鳥取市を飛躍させる、発展させる

【めざす将来像】 いつまでも暮らしたい、誰もが暮らしたくなる、  
自信と誇り・夢と希望に満ちた鳥取市

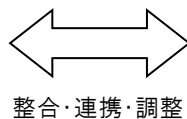
#### 鳥取市地域福祉推進計画

##### 【本計画】

- ◎ ◎ 鳥取市障がい児福祉計画
- ◎ ◎ 鳥取市障がい者計画
- ◎ ◎ 鳥取市子どもの未来応援計画
- ◎ 鳥取市子ども・子育て支援事業計画
- ◎ ◎ 鳥取市健康づくり計画
- ◎ ◎ 鳥取市食育推進計画

##### 【他の関連計画】

- ◎ 鳥取市教育振興基本計画
- ◎ 鳥取市男女共同参画かがやきプラン



整合・連携・調整

## 【2】計画の対象

「子どもの貧困対策の推進に関する法律」では、第2条において「子どもの貧困対策は、子ども等に対する教育の支援、生活の安定に資するための支援、職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援等の施策を、子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない社会を実現することを旨として、子ども等の生活及び取り巻く環境の状況に応じて包括的かつ早期に講ずることにより、推進されなければならない。」という基本理念を掲げており、生活困窮世帯の子どもに対して支援を行うだけではなく、子どもが生まれ育った環境によって将来を左右されることのない社会の実現を目指すべきものとされています。

本計画においては、現に生活困窮状態にある子どもやその家庭に対する取組をはじめ、障がい、疾病、虐待、家族の状況その他の事情により、社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、全ての子どもや子育て家庭を対象とします。

なお、本計画における「子ども」の定義は、基本的には18歳未満としますが、各種取組等により支援等が必要と判断される場合は、当該法律等に鑑み判断することとします。

## 【3】計画の期間

本計画の期間は、令和4（2022）年度から令和8（2026）年度までの5年間とします。ただし、社会環境の変化や「子ども・子育て支援事業計画」の見直し、その他地域の動向、福祉ニーズの変化など、様々な状況に的確に対応できるよう、随時、計画全体の状況把握を行い、必要に応じて柔軟に見直しを図ることとします。

	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	
鳥取市総合計画	第11次							
【本計画】 鳥取市子どもの未来応援計画	第1期	第2期(本計画)					第3期	
鳥取市子ども・子育て支援事業計画	第2期				第3期			
鳥取市健康づくり計画・ 鳥取市食育推進計画	第4期・第3次					第5期・第4次		
鳥取市障がい児福祉計画	第2期			第3期		第4期		
鳥取市障がい者計画	現行計画			次期計画				
鳥取市男女共同参画 かがやきプラン	第4次					第5次		

## 【4】計画の策定方法

計画の策定に当たっては、アンケート調査（鳥取市子どもの成育環境に関する実態アンケート調査）を通じて、子育て中の市民の実態や意見等を把握するとともに、本市の人権政策局、福祉部、健康こども部、経済観光部、教育委員会等庁内関係部署や関係機関で構成される「鳥取市子どもの貧困対策推進庁内連絡会」において、本計画の内容についての検討を行いました。また、有識者や各種団体の関係者などから構成される「鳥取市子どもの未来応援地域協議会」において協議を行いました。

さらに、計画案についてのパブリックコメント（意見公募）により、市民から幅広く意見を募りました。

### 【アンケート調査の概要】

調査名称	鳥取市子どもの成育環境に関する実態アンケート調査			
調査対象	5歳児の保護者	小学校3年生と保護者	小学校6年生と保護者	中学校3年生と保護者
調査方法	保育所等を通じた配布・回収	学校を通じた配布・郵送回収		
回収数 (回収率)	464票 (64.2%)	417票 (46.1%)	402票 (45.5%)	277票 (36.5%)

注：調査は令和2（2020）年11月実施

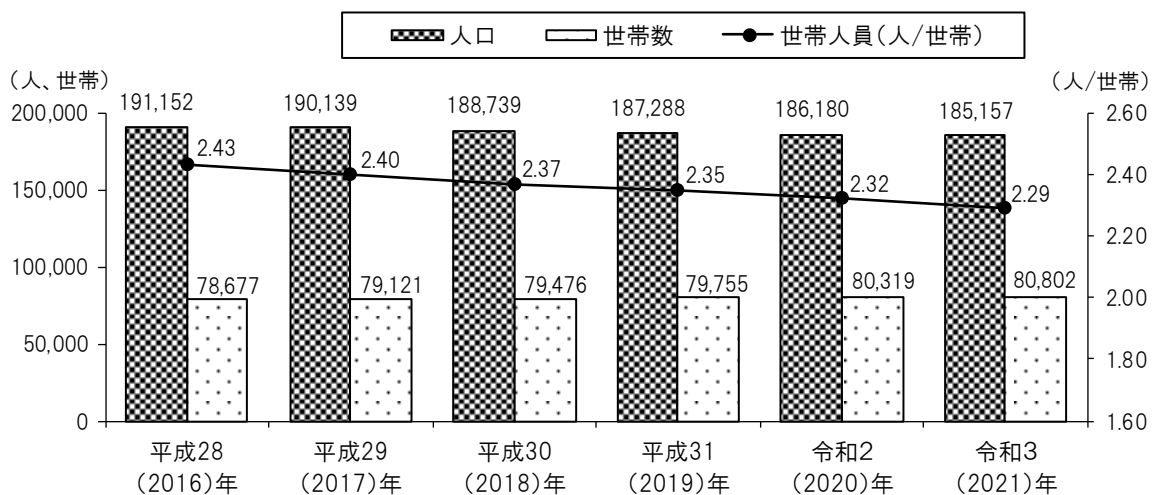
# 第3章 本市の子どもを取り巻く現状

## 【1】人口の状況

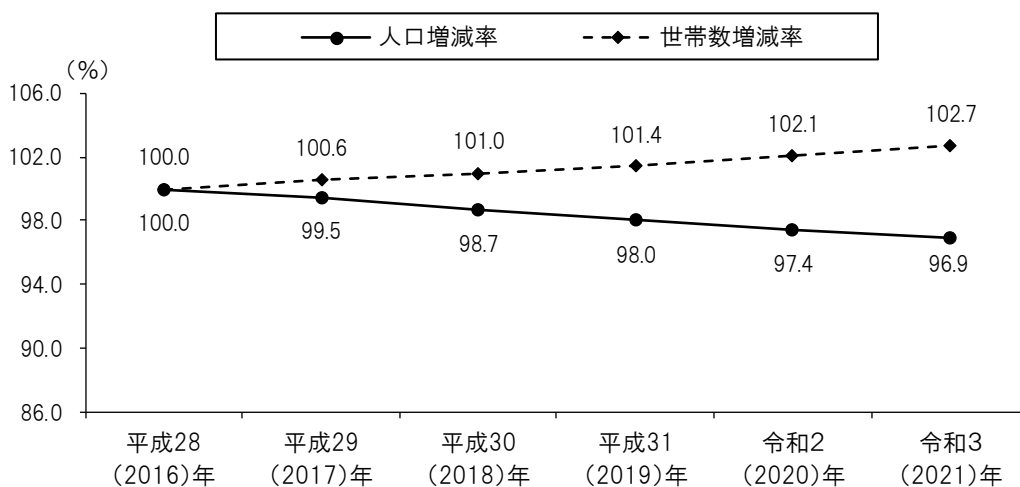
### 1 人口・世帯数の推移

本市の人口は、令和3（2021）年3月末日現在185,157人であり、平成28（2016）年から約6,000人の減少（平成28（2016）年を100.0とした場合96.9）となっています。近年、人口の減少が顕著に進行しているとともに、1世帯当たりの人口数を示す世帯人員は、平成28（2016）年の2.43人から令和3（2021）年で2.29人と低下し、緩やかに小世帯化が進行しています。

【人口・世帯数の推移】



【人口・世帯数増減率】



注：増減率は、平成28（2016）年を100.0とした場合の各年の割合を示す。

資料：住民基本台帳（各年3月末日現在）

## 2 人口動態

人口の動きである「人口動態」をみると、出生と死亡の差からみる「自然動態」は、近年、死亡者数が出生数を上回りマイナスで推移しています。また、転入と転出からみる「社会動態」についても、市外への転出者数が市内への転入者数を上回る転出超過傾向にあります。

令和2（2020）年では、自然動態がマイナス765人、社会動態がマイナス229人、合計994人の人口減少となっています。

### 【人口動態】

単位(人)	自然動態			社会動態			人口動態 (g)
	出生数 (a)	死亡者数 (b)	(c)	転入(d)	転出(e)	(f)	
平成28(2016)年	1,580	2,181	-601	4,873	5,232	-359	-960
平成29(2017)年	1,419	2,264	-845	4,940	5,212	-272	-1,117
平成30(2018)年	1,442	2,213	-771	4,676	5,361	-685	-1,456
令和元(2019)年	1,331	2,254	-923	4,668	5,021	-353	-1,276
令和2(2020)年	1,357	2,122	-765	4,474	4,703	-229	-994

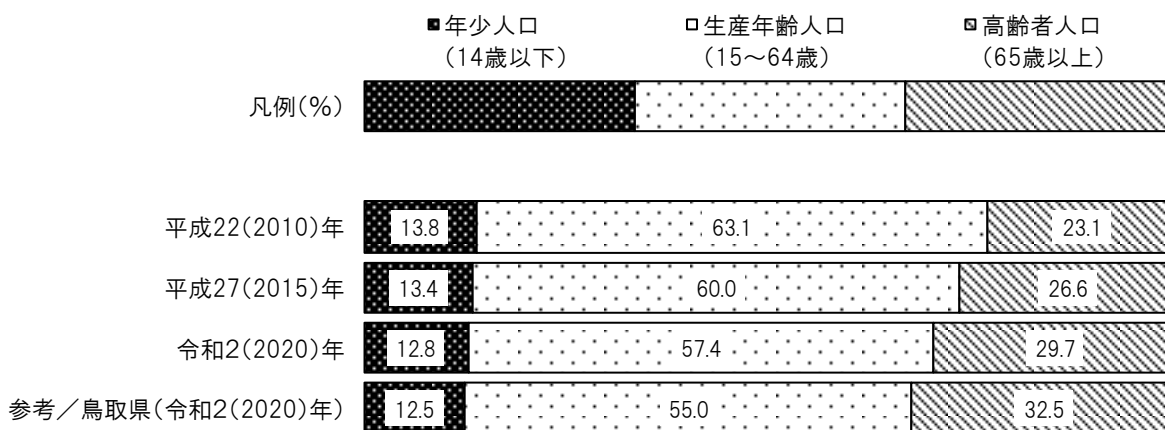
注：(c)=(a)-(b)、(f)=(d)-(e)、(g)=(c)+(f)

資料：住民基本台帳に基づく人口動態(総務省)

## 3 年齢別人口

年齢別の人口構成比をみると、令和2（2020）年では年少人口（14歳以下）は12.8%、生産年齢人口（15～64歳）は57.4%、高齢者人口（65歳以上＝高齢化率）は29.7%となっており、高齢化率は増加で推移しています。また、年少人口は緩やかな減少で推移しており、少子高齢化の進行がうかがえます。

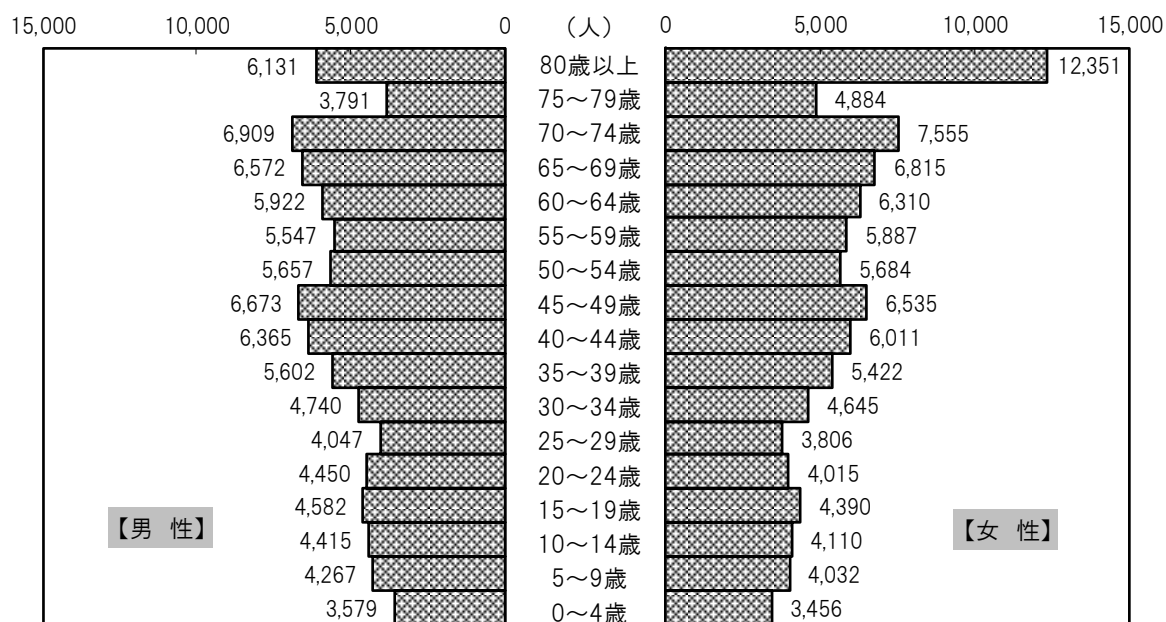
### 【年齢3区分人口構成比】



資料：国勢調査

さらに、年齢を5歳階級別で見ると、男女共に70歳前半を中心とする「団塊の世代」及び40歳台後半の「団塊ジュニア層」が多くなっています。また、80歳以上になると女性の人口が男性を大きく上回り、差が目立っています。

【年齢5歳階級別人口】

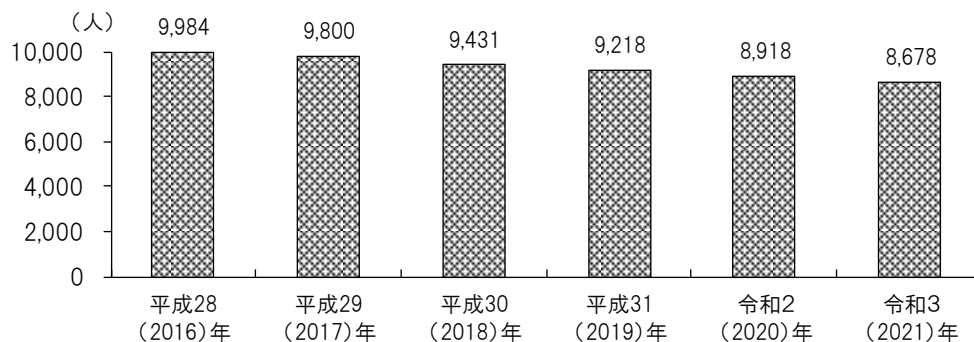


資料：住民基本台帳（令和3（2021）年3月末日現在）

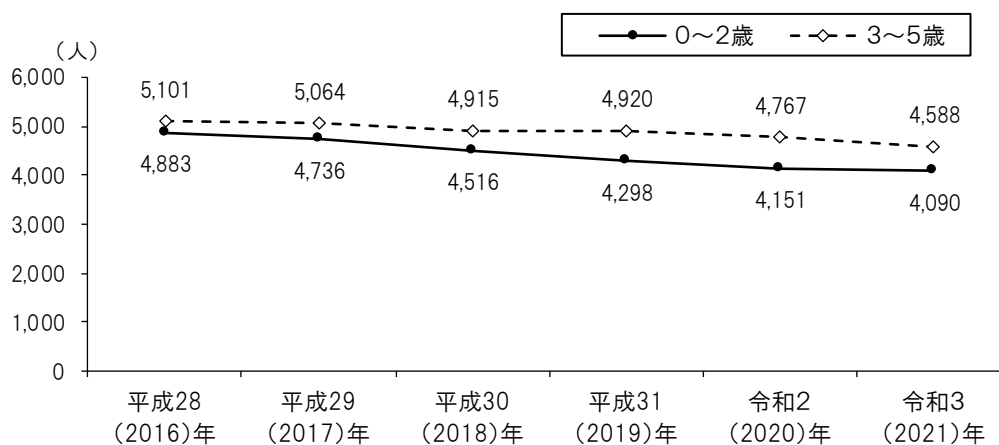
#### 4 子どもの人口推移

本市の5歳以下の子ども人口の推移をみると、緩やかな減少で推移しています。令和3(2021)年3月末日現在8,678人であり、3～5歳の人数が0～2歳を上回って推移しています。

【子どもの人口推移（0～5歳合計）】



【子どもの年齢別人口推移】



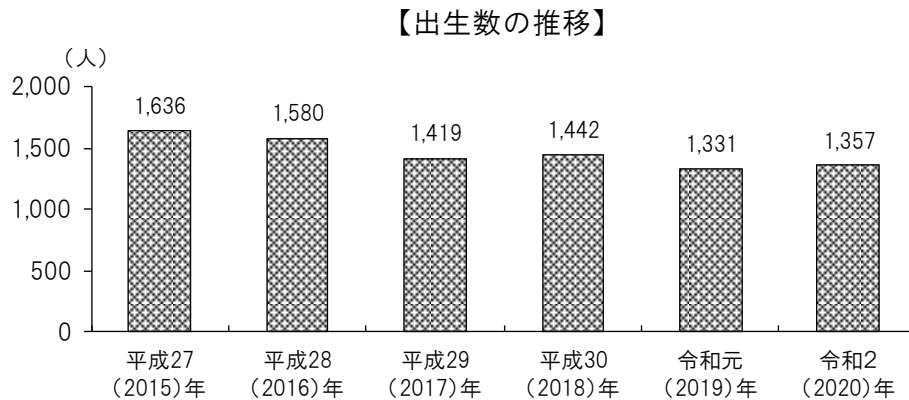
資料：住民基本台帳（各年3月末日現在）



## 【2】出生等の状況

### 1 年間出生数の推移

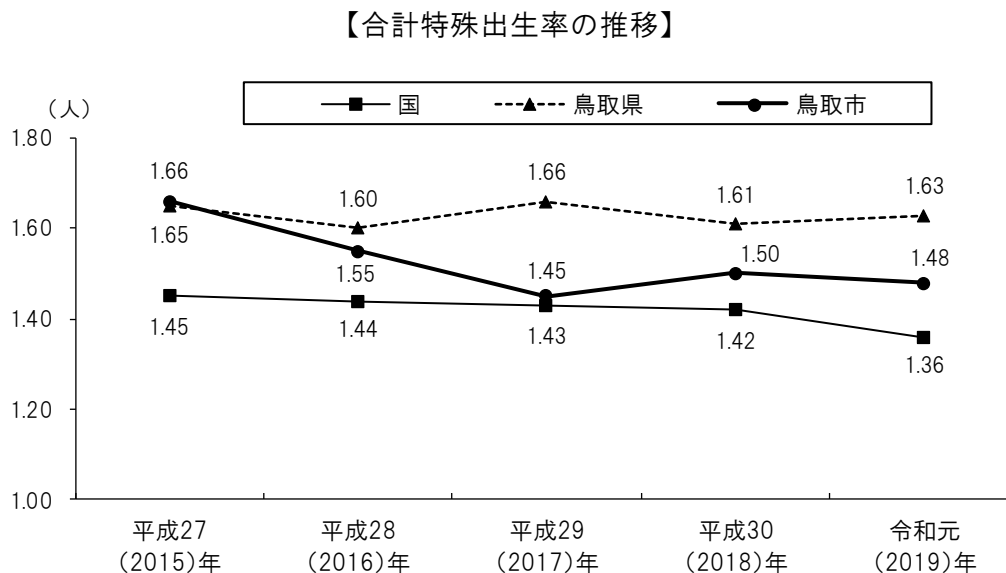
本市の出生数は、近年、減少傾向にあり、令和2（2020）年では1,357人となっています。



資料:住民基本台帳に基づく人口動態(総務省)

### 2 合計特殊出生率の推移

本市の合計特殊出生率は、令和元（2019）年は1.48人となっており、鳥取県の平均を下回って推移しています。

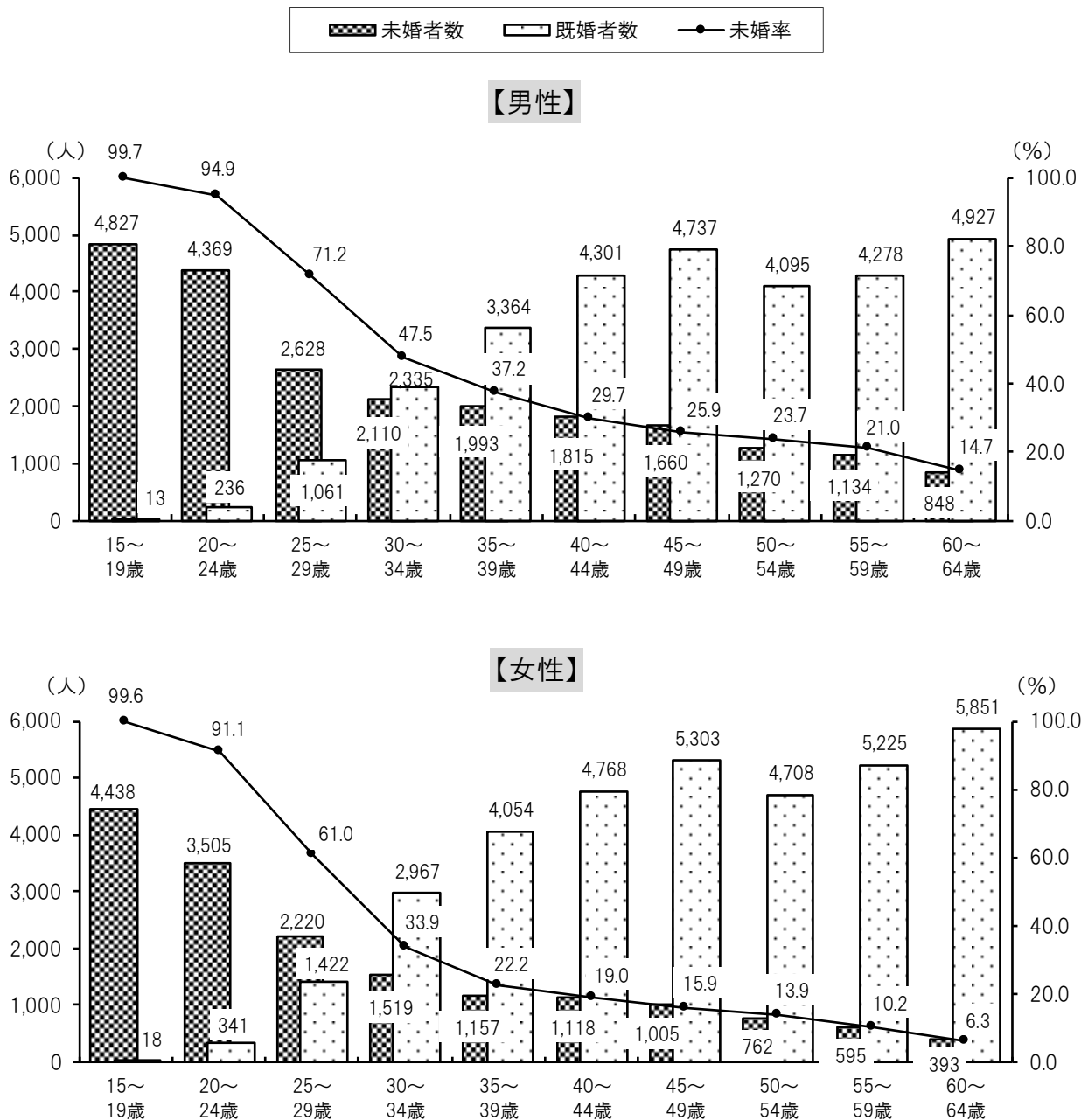


資料:人口動態統計

### 3 婚姻の状況

本市の未婚者数と既婚者数を年齢別にみると、男性の場合、20歳台後半までは未婚者数が既婚者数を上回っていますが、30歳台前半になると逆転することから、30歳台が婚姻の中心的年齢層であることが分かります。女性の場合も、30歳台前半に逆転していますが、男性に比べ既婚者数は大きく上回っています。

【年齢別未既婚者数と未婚率】



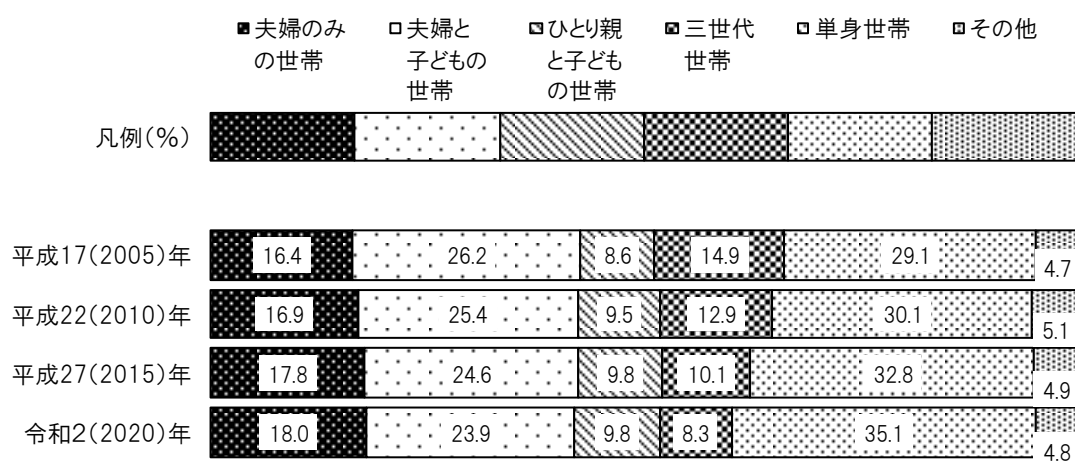
資料：国勢調査(令和2(2020)年)

### 【3】世帯の状況

#### 1 世帯構成

世帯構成について、平成17(2005)年から令和2(2020)年までの推移で見ると「夫婦のみの世帯」「ひとり親と子どもの世帯」「単身世帯」は増加で推移していますが、「夫婦と子どもの世帯」は緩やかな減少で推移しています。また、世帯人員が多い「三世帯世帯」は減少傾向にあり、世帯規模の縮小がうかがえます。

【世帯構成の推移】



資料：国勢調査

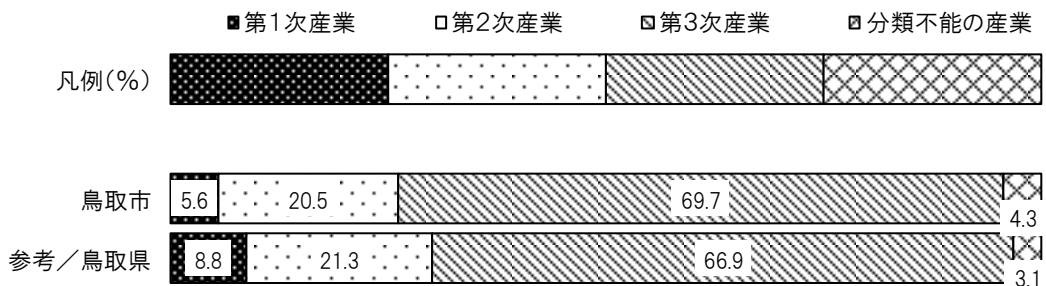
## 【4】 就業の状況

### 1 就業構造

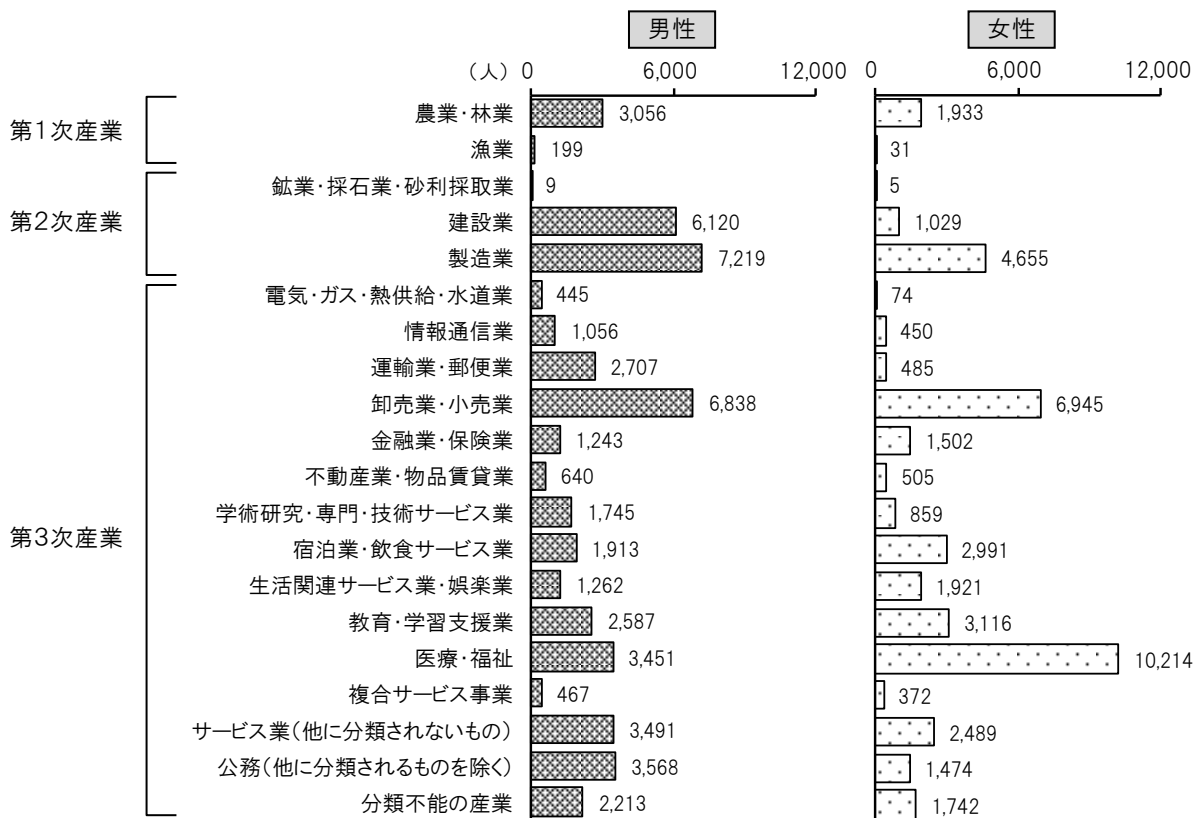
産業別就業者構成比をみると、平成 27（2015）年では第 1 次産業の割合が 5.6%、第 2 次産業が 20.5%、第 3 次産業が 69.7%となっています。鳥取県全体と比べ、第 1 次産業の割合がやや低く、第 3 次産業の割合がやや高くなっています。

産業大分類別で就業者数をみると、男性は女性に比べ「製造業」「建設業」などが多く、女性は「医療・福祉」が男性を大きく上回っています。

【産業別 15 歳以上就業者構成比】



【産業大分類別 15 歳以上就業者数】

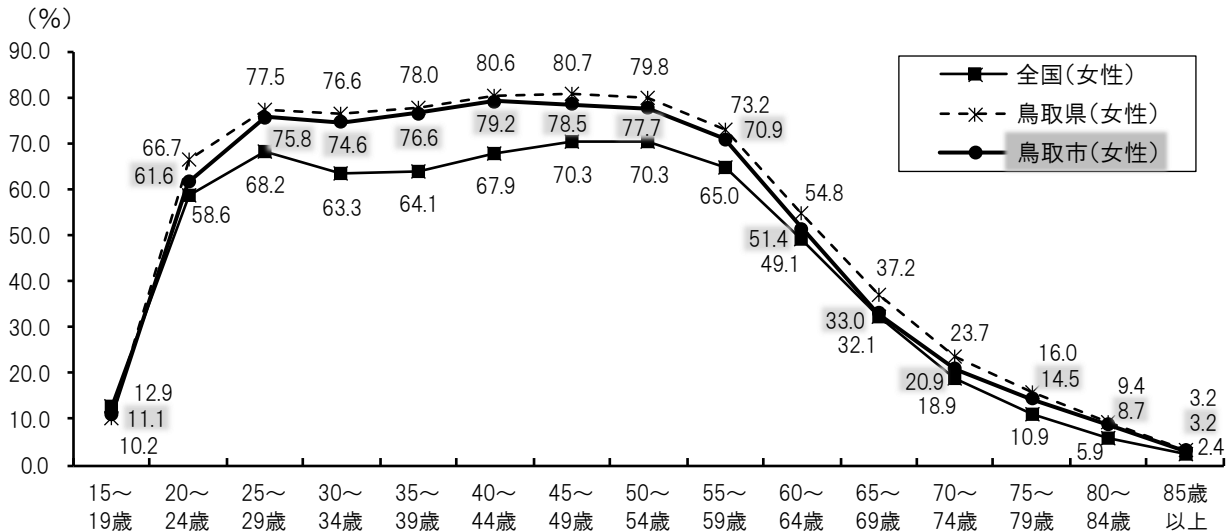


資料：国勢調査（平成 27（2015）年）

## 2 年齢別就業率

本市における女性の就業率をみると、各年齢層共に全国の平均は上回っていますが、鳥取県の平均をやや下回っています。また、本市では「M字カーブ\*」の傾向はほとんどみられず「婚姻～子育て開始時期」の離職率が低いことがうかがえます。

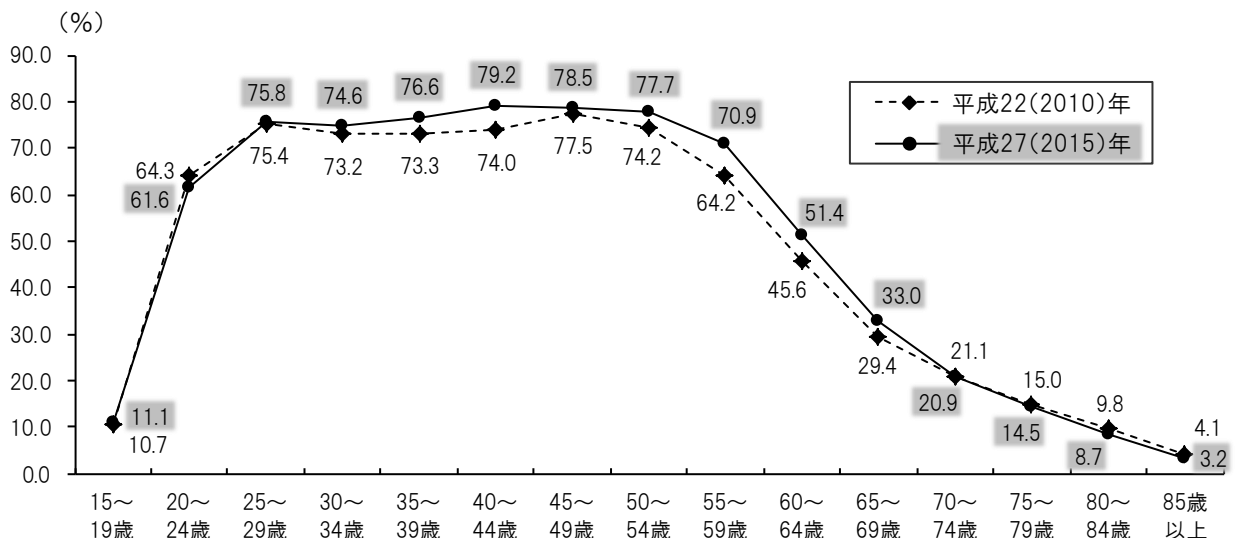
【年齢別就業率（県比較）】



資料:国勢調査(平成 27(2015)年)

本市の就業率は、平成 22 (2010) 年に比べ全体的に増加しており、共働き世帯が増えていることがうかがえます。特に 40 歳台前半の増加が目立っています。

【女性の年齢別就業率（経年比較）】



資料:国勢調査

※ 日本の女性の就業率を年齢階級別にグラフ化したとき、例えば 30 歳台前半を谷とし、20 歳台後半と 30 歳台後半が山になるアルファベットのMのような形になること。

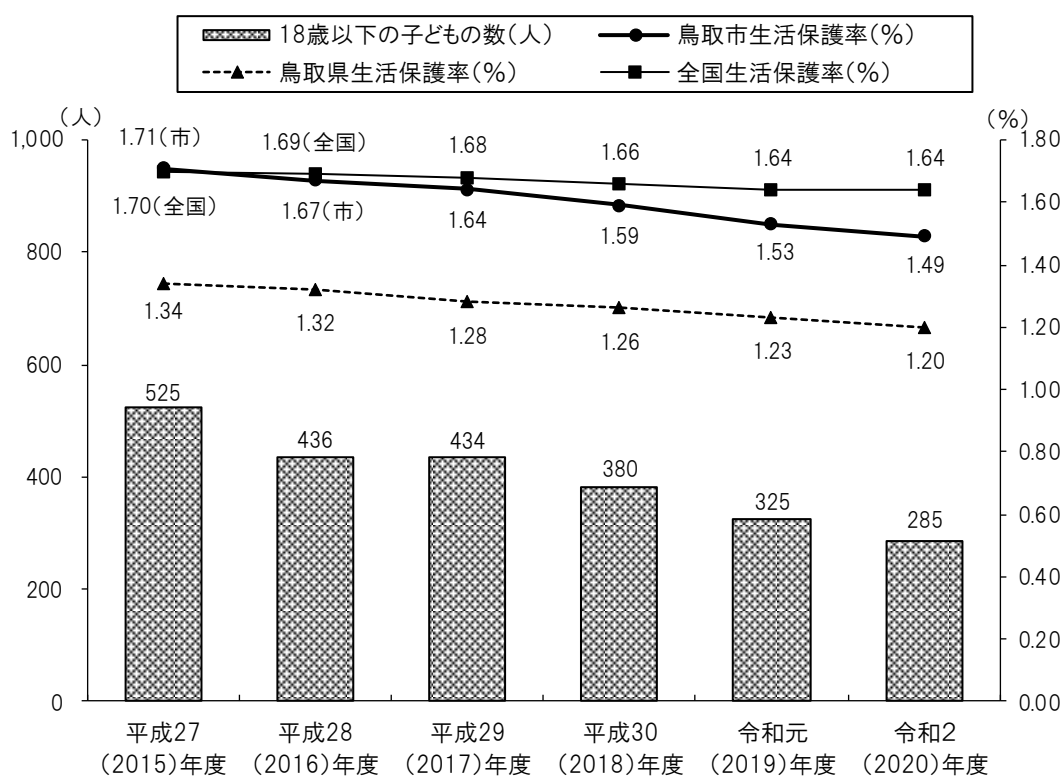
## 【5】公的扶助の状況

### 1 生活保護世帯とその子どもの数の推移

本市の生活保護世帯数は、令和2（2020）年度で2,154世帯と減少傾向にあり、18歳以下の子ども数も令和2（2020）年度で285人と減少で推移しています。

本市の生活保護率は緩やかに減少傾向にあり、令和2（2020）年度で1.49%と全国平均を下回っています。

【生活保護世帯とその子どもの数の推移】



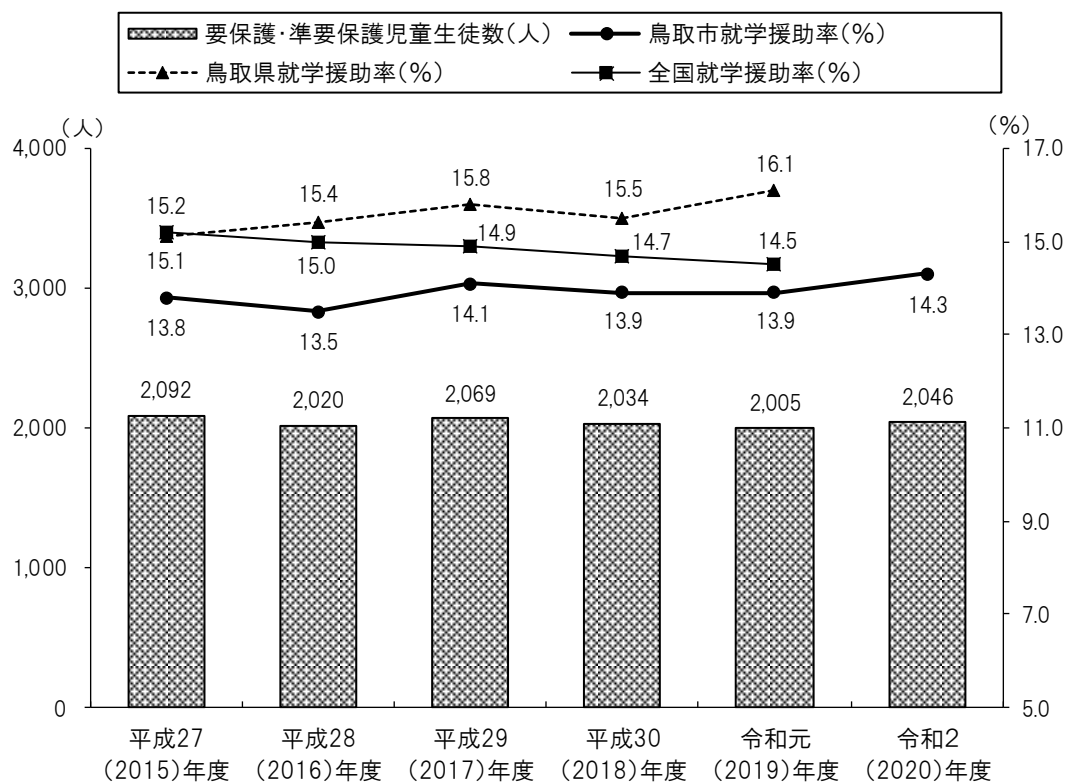
	平成 27 (2015)年度	平成 28 (2016)年度	平成 29 (2017)年度	平成 30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度
生活保護世帯数(世帯)	2,284	2,260	2,258	2,232	2,199	2,154
18歳以下の子どもの数(人)	525	436	434	380	325	285
鳥取市生活保護率(%)	1.71	1.67	1.64	1.59	1.53	1.49
鳥取県生活保護率(%)	1.34	1.32	1.28	1.26	1.23	1.20
全国生活保護率(%)	1.70	1.69	1.68	1.66	1.64	1.64

資料：鳥取県生活保護率は、厚生労働省被保護者調査の被保護実人員（各年度3月分）を前年度10月1日時点の「鳥取県推計人口（総人口）」で除した値。全国生活保護率は、厚生労働省被保護者調査（1か月平均）（令和2（2020）年度は令和3（2021）年3月分概数）。

## 2 就学援助を受けた児童生徒数（小学校・中学校）の推移

本市の要保護児童生徒数は、令和2（2020）年度で158人と減少傾向にあります。準要保護児童生徒数は1,888人と増加傾向にあります。合わせて2,046人となっており、近年、緩やかに減少していましたが、令和2（2020）年度では再び増加に転じています。また、本市の就学援助率は、全国や県の平均を下回って推移しています。

【就学援助を受けた児童生徒数（要保護・準要保護児童生徒数）の推移】



	平成 27 (2015)年度	平成 28 (2016)年度	平成 29 (2017)年度	平成 30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度
要保護児童生徒数(人)	240	240	218	217	181	158
準要保護児童生徒数(人)	1,852	1,780	1,851	1,817	1,824	1,888
鳥取市就学援助率(%)	13.8	13.5	14.1	13.9	13.9	14.3
鳥取県就学援助率(%)	15.1	15.4	15.8	15.5	16.1	-
全国就学援助率(%)	15.2	15.0	14.9	14.7	14.5	-

資料：庁内資料(各年度3月末日現在)、鳥取県、全国は「就学援助実施状況等調査結果」(文部科学省)

### 3 児童手当の受給者数の推移

児童手当の受給状況についてみると、0歳～3歳未満、3歳以上～小学校修了前の被用者の受給者数は、減少で推移しています。また、小学校修了後～中学校修了前の被用者数は、平成29（2017）年度まで増加傾向にありましたが、平成30（2018）年度以降、減少で推移しています。

#### 【児童手当の受給者数の推移】

単位(人)		平成27 (2015)年度	平成28 (2016)年度	平成29 (2017)年度	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度
0歳～3歳未満	被用者	3,268	3,251	3,149	2,981	2,868	2,827
	非被用者	655	565	486	458	383	363
3歳以上～ 小学校修了前	被用者	11,493	11,387	11,288	11,389	11,138	10,913
	非被用者	2,491	2,280	2,125	1,916	1,893	1,803
小学校修了後～ 中学校修了前	被用者	3,515	3,594	3,625	3,585	3,545	3,519
	非被用者	795	785	709	700	632	635

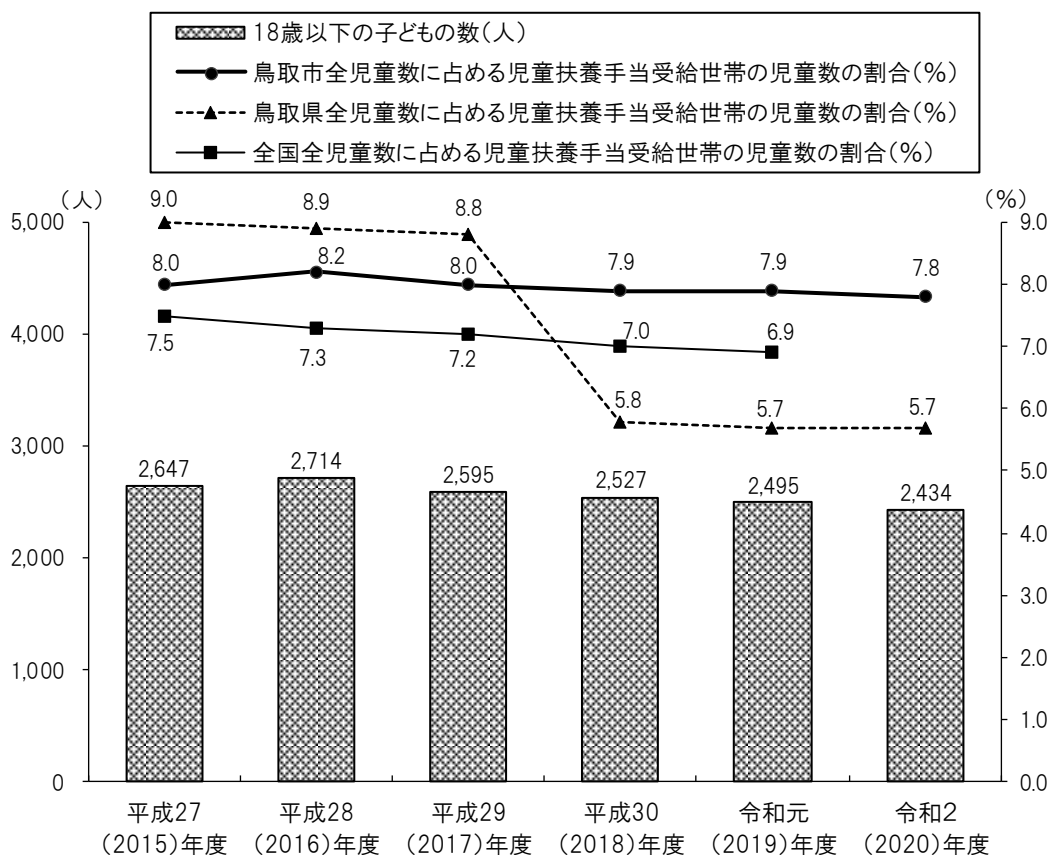
資料：支給状況報告（各年度2月末日現在）



#### 4 児童扶養手当受給世帯とその子どもの数の推移

本市の児童扶養手当受給世帯は、令和2（2020）年度で1,620世帯、そのうち18歳以下の子どもの数は2,434人となっており、近年は減少で推移しています。また、本市の児童扶養手当受給世帯の児童数の割合は、令和2（2020）年度は7.8%となっています。

【児童扶養手当受給世帯とその子どもの数の推移】



	平成 27 (2015) 年度	平成 28 (2016) 年度	平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和2 (2020) 年度
児童扶養手当受給世帯(世帯)	1,796	1,805	1,739	1,701	1,671	1,620
18歳以下の子どもの数(人)	2,647	2,714	2,595	2,527	2,495	2,434
鳥取市全児童数に占める児童扶養手当受給世帯の児童数の割合(%)	8.0	8.2	8.0	7.9	7.9	7.8
鳥取県全児童数に占める児童扶養手当受給世帯の児童数の割合(%)	9.0	8.9	8.8	5.8	5.7	5.7
全国全児童数に占める児童扶養手当受給世帯の児童数の割合(%)	7.5	7.3	7.2	7.0	6.9	-

資料：総務省統計局人口推計(各年度10月1日現在)、鳥取県統計課の推計人口(各年度10月1日現在)  
厚生労働省福祉行政報告例(各年度末現在)

## 5 生活保護世帯の子どもの進学状況等

生活保護世帯の子どもの高等学校進学率については、令和2（2020）年度は87.0%と、近年では最も低くなっていますが、大学等進学率は増加しており33.0%となっています。また、生活保護世帯の子どもの高等学校卒業後の就職率は60.0%となっています。

### 【生活保護世帯の子どもの進学率、高校等中退率、就職率の推移】

単位(%)	平成27 (2015)年度	平成28 (2016)年度	平成29 (2017)年度	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度
高等学校進学率	94.6	90.3	90.9	89.3	92.0	87.0
大学等進学率	26.1	27.8	25.0	20.0	18.2	33.0
高等学校等中退率	1.4	0.0	2.8	6.5	7.0	1.8
就職率(中学校卒業後)	2.7	0.0	4.5	7.1	4.0	0.0
就職率(高等学校卒業後)	56.5	50.0	65.0	80.0	72.7	60.0

資料：庁内資料

## 【6】教育支援の状況

### 1 スクールソーシャルワーカー及びスクールカウンセラーの配置状況

本市のスクールソーシャルワーカーは、令和2（2020）年度で8人となっており、市内全ての中・義務教育学校区に配置しています。

### 【スクールソーシャルワーカー及びスクールカウンセラーの配置状況】

	平成27 (2015)年度	平成28 (2016)年度	平成29 (2017)年度	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度
スクールソーシャルワーカーの 配置人数(人)	4	5	5	5	7	8

資料：SSW活動記録及び勤務実績記録簿(各年度3月末日現在)

### 2 不登校に関する状況

本市における不登校の児童・生徒の割合は、小・中学校共に増加傾向にあります。

### 【不登校の児童生徒の割合の推移】

単位(%)	平成27 (2015)年度	平成28 (2016)年度	平成29 (2017)年度	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度
小学校	0.60	0.47	0.54	0.75	0.96	1.28
中学校	3.60	3.72	3.98	4.01	4.18	4.26

資料：市小中義務教育学校不登校児童生徒の出現率(各年度3月末日現在)

## 【7】健康相談・発達相談の状況

健康相談や育児相談の来所者数をみると、全体的に減少傾向にあります。また、医師への発達相談に関する相談は、近年はおおむね横ばいで推移していますが、専門職への相談は減少で推移しています。

### 【健康相談・発達相談の状況】

単位(延べ人)		平成 27 (2015)年度	平成 28 (2016)年度	平成 29 (2017)年度	平成 30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	
健康相談 育児相談	来所	妊産婦	1,834	1,547	1,705	1,513	1,544	1,528
		乳幼児	2,575	2,185	2,382	2,163	2,577	1,469
		その他	61	103	68	89	60	32
	地域	1,141	1,032	1,017	638	581	520	
発達相談	医師	94	76	85	69	75	73	
	その他専門職*	141	168	165	142	119	109	

※心理士、言語聴覚士

資料:けんこう鳥取

また、こども発達支援センターにおいても、乳幼児から 18 歳までの発達相談を行っており、おおむね増加傾向にあります。

単位(延べ人)		平成 27 (2015)年度	平成 28 (2016)年度	平成 29 (2017)年度	平成 30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度
発達相談	発達支援コー ディネーター他 センター職員	1,536	1,673	1,792	1,852	2,049	1,903

注:平成 27(2015)~平成 29(2017)年度は、旧こども発達・家庭支援センターの数値

資料:けんこう鳥取

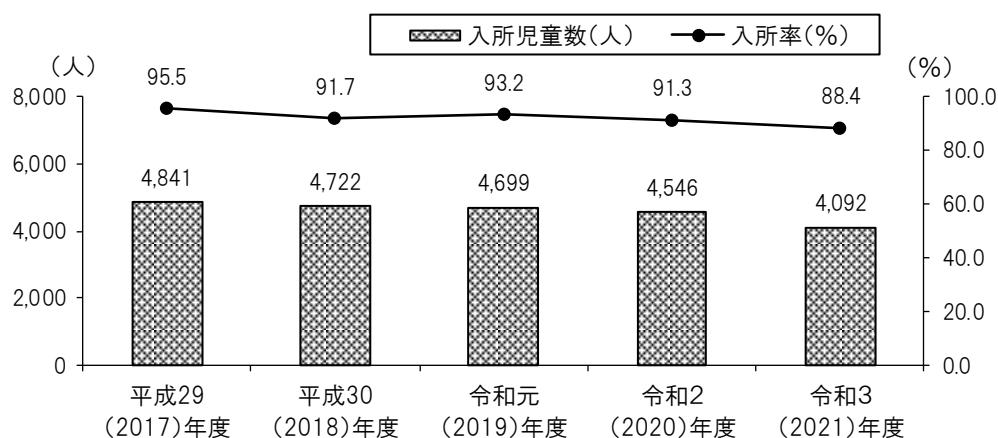
## 【8】教育・保育の状況

### 1 保育所

本市の保育所は、令和3（2021）年度は公立が24施設、私立が17施設で、合計41施設となっています。そのうち、延長保育事業を実施している施設が31施設、一時預かり事業実施が9施設、障がい児保育事業実施が32施設となっています。

入所児童数は減少傾向にあり、令和3（2021）年度は4,092人、入所率は88.4%となっています。

【保育所入所児童数の推移】



【保育所の数、特別保育の実施施設数】

単位(か所)	保育所			特別保育				
	合計	公立	私立	延長保育	休日保育	一時預かり	障がい児保育	病後児保育
平成29(2017)年度	45	28	17	35	0	9	34	2
平成30(2018)年度	46	28	18	36	0	9	34	2
令和元(2019)年度	43	25	18	35	0	9	35	2
令和2(2020)年度	43	24	19	33	1	9	34	2
令和3(2021)年度	41	24	17	31	1	9	32	2

資料：庁内資料（各年度4月1日現在）

【保育所の入所児童数】

単位(人)	定員	入所児童数	年齢別						入所率(%)
			0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	
平成29(2017)年度	5,070	4,841	213	807	925	946	966	984	95.5
平成30(2018)年度	5,150	4,722	186	786	910	978	953	909	91.7
令和元(2019)年度	5,040	4,699	194	756	896	955	993	905	93.2
令和2(2020)年度	4,980	4,546	161	736	843	915	966	925	91.3
令和3(2021)年度	4,630	4,092	165	656	756	818	859	838	88.4

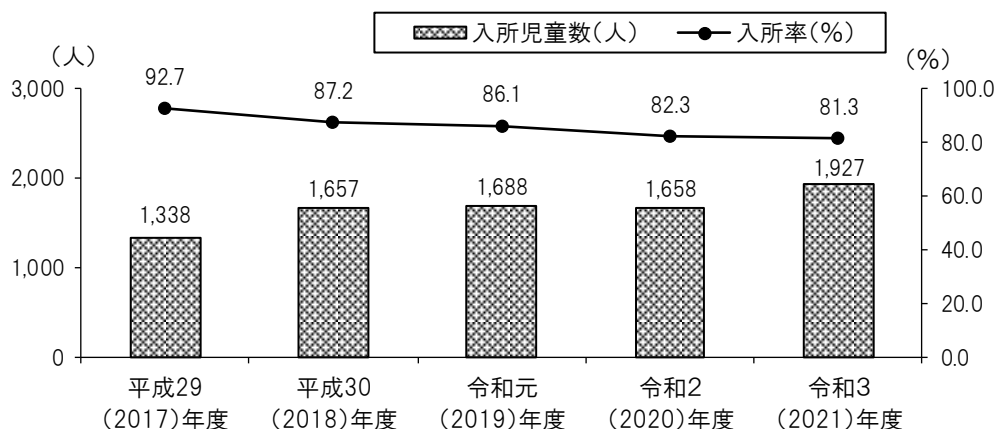
資料：庁内資料（各年度4月1日現在）

## 2 認定こども園

本市の認定こども園は、令和3（2021）年度は12施設あり、そのうち休日保育事業実施施設が1施設、障がい児保育事業実施施設が5施設となっています。

入所児童数は増加傾向にあり、令和3（2021）年度は1,927人、入所率は81.3%となっています。

【認定こども園入所児童数の推移】



【認定こども園の数、特別保育の実施施設数】

単位(か所)	合計		特別保育				
	合計	私立	延長保育	休日保育	一時預かり	障がい児保育	病後児保育
平成29(2017)年度	6	6	6	1	0	5	0
平成30(2018)年度	9	9	9	1	0	8	0
令和元(2019)年度	10	10	10	1	0	8	0
令和2(2020)年度	10	10	10	1	0	1	0
令和3(2021)年度	12	12	12	1	0	5	0

資料：庁内資料（各年度4月1日現在）

【認定こども園の入所児童数】

単位(人)	定員	入所児童数	うち								入所率(%)
			幼稚園	保育所	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	
平成29 (2017)年度	1,443	1,338	532	806	30	146	144	171	160	155	92.7
平成30 (2018)年度	1,901	1,657	708	949	35	120	171	200	221	202	87.2
令和元 (2019)年度	1,960	1,688	664	1,024	37	135	155	241	224	232	86.1
令和2 (2020)年度	2,015	1,658	583	1,075	39	150	157	216	267	246	82.3
令和3 (2021)年度	2,371	1,927	578	1,349	55	205	226	261	270	332	81.3

資料：庁内資料（各年度4月1日現在）

### 【保育所の待機児童数の推移】

単位(人)	平成 27 (2015)年度	平成 28 (2016)年度	平成 29 (2017)年度	平成 30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度
4月1日時点	0	0	0	0	0	0	0
10月1日時点	0	16	55	33	20	20	26

資料：庁内資料

## 3 幼稚園

本市の幼稚園は、令和3（2021）年度は、国公立が4施設、私立が4施設で、合計8施設あり、入所児童数は緩やかな減少で推移しています。

### 【幼稚園の数及び入所児童数】

	施設数(か所)			入所児童数(人)			
	合計	国公立	私立	合計	国立	公立	私立
平成 29(2017)年度	11	4	7	1,013	76	157	780
平成 30(2018)年度	8	4	4	561	67	139	355
令和元(2019)年度	8	4	4	544	52	137	355
令和2(2020)年度	8	4	4	496	38	129	329
令和3(2021)年度	8	4	4	483	21	143	319

資料：庁内資料（各年度5月1日現在）

## 4 中学生の進路状況

中学生の卒業後の進路については、大半が高等学校へ進学しています。

### 【中学生の進路状況】

	平成 27 (2015) 年度	平成 28 (2016) 年度	平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和2 (2020) 年度
卒業生徒数 全数(人)	1,686	1,493	1,660	1,587	1,682	1,575
うち高等学校進学者(人)	1,649	1,466	1,627	1,561	1,654	1,546
高等学校進学率(%)	98.3	98.4	97.7	98.3	97.8	98.8
うち高専入学者(人)	18	13	21	16	11	11
うち特別支援(人)	16	14	12	10	17	18
うちその他(人)	3	0	0	0	0	0

資料：教育要覧(各年度3月末日現在)

## 第4章 本市における施策の取組状況

### 【1】前期計画の点検・評価結果

子どもの貧困対策に関連する取組は、福祉・子育て支援、保健部門をはじめ学校教育、生涯学習、人権推進、商工・労働部門など市内の様々な分野との連携が必要です。

本市では、前期計画に基づき子どもの貧困対策に関連する多様な事業に取り組んでおり、市内の各担当部署においては、定期的にその進捗状況の点検・評価及び問題点や課題を抽出し、次期の取組に反映させることとしています。

ここでは、本計画の策定に当たり、前期計画の「体系」における施策ごとに、これまでの主な取組内容及び今後の取組の方向性を整理しました。

#### 【前期計画の施策体系】

<b>施策1 育ちと学びの保障</b>
① 妊娠期からの切れ目のない相談支援 ② 安心して子育てできる環境づくりの支援 ③ 学校と家庭・地域の連携 ④ 家庭の教育力向上のための支援
<b>施策2 生活基盤の安定</b>
① 子育て世帯への経済的支援 ② 保護者への就労支援 ③ 困難を抱える若者の自立に向けた支援 ④ ひとり親家庭への支援
<b>施策3 地域社会とのつながりと居場所づくり</b>
① 地域食堂（こども食堂）や学習支援等を包含した多角的居場所の拡充 ② 地域で子どもを守り育てる環境づくり
<b>施策4 子どものための包括的支援の拡充</b>
① 子どものための世帯全体への包括的支援 ② 保健・福祉・教育・雇用等の連携 ③ 子どもの支援に関わる関係機関・団体等とのネットワークづくり

## 【 施策 1 】 育ちと学びの保障

### ① 妊娠期からの切れ目のない相談支援

#### 【 これまでの主な取組内容 】

- 妊産婦の支援ニーズに応じ、安心して妊娠・出産・育児が行えるよう、妊娠期から出産・子育て期まで切れ目のない包括的な相談支援を行いました。
- 新生児や産婦の家庭を訪問し、必要な保健指導を行うとともに、未熟児の保護者に対し退院前の面接や退院後の不安の軽減に努めました。
- 母子栄養強化事業により、生活保護世帯や住民税非課税世帯の妊産婦、栄養強化を必要とする乳児を対象に栄養食品を支給し、妊産婦及び乳児の健康の保持に努めました。
- 乳幼児期の発達の節目に健康診査を実施し、子どもの健全な成長発達を支援しました。また、むし歯の予防に努めました。
- ブックスタート事業により、6か月児健診時に絵本の読み聞かせを行い、より良い親子関係をつくるきっかけとしました。
- 育児に不安がある母親等に相談の場を設けることや産後サロン等の場を提供するとともに、親同士が悩みを共有できる場を提供し、安心して子育てができるよう支援を行いました。
- 不登校の児童・生徒への対応などをはじめ、学校と家庭が関係機関とスムーズな連携が図れるようスクールソーシャルワーカーによる支援を行いました。

#### これまでの取組内容から見た今後の主な推進項目

- 母子栄養強化事業の継続に当たって、対象世帯に適切に案内するための丁寧な聞き取りの実施
- 乳幼児健診未受診者への再通知等による受診勧奨、状況把握
- 感染症から子どもを守るための、保護者への予防接種に関する情報提供及び医療機関との連携
- 必要な方が予防接種を受ける後押しとなるよう、任意予防接種費用助成制度の周知方法の見直し
- 各家庭環境における不安や悩みについての状況把握、必要に応じた適切なサービスへのつなぎ
- 妊娠・出産・子育てへの切れ目のない支援の継続と、社会環境の変化に伴う支援ニーズへの対応
- 親同士が安心して悩みを語り、情報収集ができる場の提供による育児不安の払拭
- スクールソーシャルワーカーの配置人数や勤務時間等の拡大



## ② 安心して子育てできる環境づくりの支援

### 【 これまでの主な取組内容 】

- 幼稚園、保育所、認定こども園、小規模保育事業所等において幼児教育や保育を行う中で、保護者の就業形態や児童の状況に応じて時間外保育、一時預かり、休日保育、病児・病後児保育など、多様な保育サービスを提供しました。
- 地域の子育て支援センター等において、地域の子育て家庭に対する育児相談など多様な支援を行いました。
- 社会的な養護が必要な子どもへの自己肯定感、信頼感を育むための家庭的養護を推進するとともに、関係機関と連携して児童養護施設退所後の社会的自立を支援しました。
- 就学に必要な学用品費等の支援や教育福祉振興基金奨励事業による補助金を交付など、就学奨励を図りました。

### これまでの取組内容から見た今後の主な推進項目

- ニーズに応じた、多様な子育て支援サービスの継続的な提供体制の確保
- 子育て支援センター利用者への子育て支援に関する情報提供の拡充
- スクールソーシャルワーカーによるアウトリーチ支援への取組
- 就学援助が中止された家庭の返金対応や特別支援学級教育奨励制度利用者の購入実績確認など、制度運用上の問題点解決に向けた取組
- 教育福祉振興基金奨励事業における推薦への対応

## ③ 学校と家庭・地域の連携

### 【 これまでの主な取組内容 】

- 幼児期から学童期へスムーズにつなぐため、保育園・幼稚園・小学校の連携を図りました。
- 児童・生徒の基礎学力の定着を図るため、学習支援ソフトの活用等により学習意欲の向上、学習の定着を図りました。
- 放課後児童クラブを実施し、昼間保護者が家庭にいない小学生に、発達段階に応じた健全な育成を図りました。
- 児童養護施設を退所した子どもとその保護者への相談支援等を実施しました。
- 地区公民館における学習支援や体験活動機会の提供など、地域と学校の協働活動を推進しました。
- 様々な体験活動を通して、たくましく生き抜く力の育成に努めました。

### これまでの取組内容から見た今後の主な推進項目

- 保育園・幼稚園・小学校の連携における行事交流や職員交流、研修会、カリキュラムの作成・活用等の取組の均一化
- 基礎学力定着支援者の継続的な確保
- 放課後児童クラブにおける、学校等との調整や開設準備に向けた適切なニーズの把握
- 地域と学校との協働活動における、地域主導と学校主導という差があることへの対応
- 子どもの体験活動について、その効果の適切な検証方法の検討

#### ④ 家庭の教育力向上のための支援

##### 【 これまでの主な取組内容 】

- 就学前の子どもを持つ保護者を対象に、基本的な生活習慣に関する「子育て親育ち講座」による学習機会を提供し、家庭の教育力向上を図りました。
- 子どもを持つ全ての保護者を対象とした「とっとり子育て親育ちプログラム」の実施により、家庭教育と親同士のつながりづくりを進めました。

##### これまでの取組内容から見た今後の主な推進項目

- 地区公民館と連携した生涯学習講座の活用による、学習機会の提供の検討
- 「とっとり子育て親育ちプログラム」開催園を増やすための実施体制の見直し及び子育てサークルを対象とした学習機会提供の検討

#### 【 施策 2 】 生活基盤の安定

#### ① 子育て世帯への経済的支援

##### 【 これまでの主な取組内容 】

- 児童扶養手当の支給をはじめ、就学援助制度、特別支援学級就学奨励制度、母子父子寡婦福祉資金貸付制度の活用やひとり親家庭小中学校入学支度金、高等職業訓練促進給付金、自立支援教育訓練給付金等の支給により、経済的困難な状態にある家庭の生活の安定と自立を促進し、子どもの福祉の増進を図りました。
- 生活保護制度による生活支援により、個々の実情に応じた生活、住宅、教育扶助等を行いました。
- 生活困窮状況からの早期の自立を支援するため、包括的かつ伴走的な相談支援や居住確保支援等を行うとともに、就労、金銭等に関する課題について関係機関との連携を図りました。

##### これまでの取組内容から見た今後の主な推進項目

- 援助を必要としている児童・生徒の保護者への経済的負担の軽減を図るための、法令の規定に基づき支給している各種経済的支援の継続的な実施と利用促進
- 支援が必要であるにもかかわらず、社会的孤立などのため、地域で潜在している対象者の発見と支援

## ② 保護者への就労支援

### 【 これまでの主な取組内容 】

- 鳥取市無料職業紹介所において、専任のアドバイザー等が、求職者への就労に関する情報提供や相談業務、就職のマッチングを行いました。
- 就労支援相談員による自立相談、住居確保給付金等の事業を実施するとともに、関係機関と連携し、生活困窮者への伴走型できめの細かい自立支援を行いました。
- 生計の維持に役立つ職業に就くために必要な技能や資格を取得する経費、就職の確定した場合の就職支度金を支給しました。

### これまでの取組内容から見た今後の主な推進項目

- 有効求人倍率が高い水準で推移し、求職登録者数が減少している中で、きめ細かなフォローを行い、就職に結びつける支援の継続
- 市役所内に開設された生活困窮者向けハローワークやUJターン者向け無料職業紹介所と連携した人材の確保
- 専任アドバイザーによる求職者への就労に関する情報提供や相談業務、就職のマッチング等による支援の継続

## ③ 困難を抱える若者の自立に向けた支援

### 【 これまでの主な取組内容 】

- 若者の職業的自立に向けて「若者サポートステーション」と連携し、必要に応じて、支援を行えるよう体制を整えました。
- 青少年の不登校問題、交友関係、進路等に関する相談に対して、状況を把握するとともに、各学校及び専門機関につなぎました。

### これまでの取組内容から見た今後の主な推進項目

- 庁内に設置した無料職業紹介所を通じた、求職者の職業的自立の支援
- 学校や関係機関につなぐことのみならず、相談の専門性の確保

## ④ ひとり親家庭への支援

### 【 これまでの主な取組内容 】

- 児童扶養手当や母子父子寡婦福祉資金貸付制度等の経済的支援のほか、日常生活支援事業として、ひとり親家庭への技能取得支援や自立促進のために必要な、一時的な家事援助等のために、家庭生活支援員の派遣につなぎました。
- 経済的な理由から学業や進学環境が十分に用意されていないひとり親家庭の子どもに対して、生活・学習支援を行いました。

これまでの取組内容から見た今後の主な推進項目

- 経済的支援をはじめ、ひとり親家庭に対する継続的な生活・学習支援の実施
- 高等学校を卒業していないひとり親家庭への、高等学校卒業程度認定試験講座への経費助成など、継続的な支援の実施

**【 施策 3 】 地域社会とのつながりと居場所づくり**

**① 地域食堂（こども食堂）や学習支援等を包含した多元的居場所の拡充**

**【 これまでの主な取組内容 】**

- 子どもが安心できる社会的居場所として「地域食堂(こども食堂)」の拡充を図りました。
- 放課後児童クラブや基礎学力定着支援事業、ひとり親家庭学習支援事業の実施をはじめ、地域が主体となって放課後の子どもの安全・安心な活動拠点を確保する放課後こども教室を実施しました。
- 生活困窮や社会的弱者世帯の児童・生徒及び保護者に対して「寄り添い型学習・相談支援事業」を実施し、子どもの居場所づくりに向けた支援を実施しました。
- 経済的な理由から、学業や進学環境が十分に用意されない生活保護世帯及び生活困窮世帯の子どもに対し、学力及び学習意欲の向上、日常生活習慣の形成や社会性の育成を図るため、学習支援や進路相談を行いました。

これまでの取組内容から見た今後の主な推進項目

- 学習支援事業の拡充
- 子ども居場所づくり補助金等の活用による支援の充実

**② 地域で子どもを守り育てる環境づくり**

**【 これまでの主な取組内容 】**

- 少年愛護センターと補導員による青少年への声掛けなど、見守り活動を行う街頭巡回活動を実施しました。
- 青少年の健全育成のための青少年健全育成事業により、各地域で組織する育成団体や市内の青少年育成団体において、日々の見守り活動や体験活動機会の提供等を行いました。
- 青少年の非行防止に関する活動を行う青少年育成団体等に対して、助成金の支出など活動を支援しました。

これまでの取組内容から見た今後の主な推進項目

- 街頭パトロールに加え、関係機関と連携した市内を巡回する見守り活動の充実
- 青年団体・青年のイベントに関する助成金の応募を増やすため、募集期間や広報等による周知の拡大

## 【施策4】子どものための包括的支援の拡充

### ① 子どものための世帯全体への包括的支援

#### 【これまでの主な取組内容】

- 妊娠期から子育て期まで切れ目ない支援を行うため、子育て世代包括支援センターの機能の充実を図り、妊産婦相談支援や乳幼児相談支援を実施しました。
- 生活困窮状況からの早期の自立を支援するため、関係機関と連携し、住まいや就労等に関する自立支援を行いました。
- 要保護児童対策地域協議会により、保護や支援が必要な子どもの早期発見・適切な対応を図りました。

#### これまでの取組内容から見た今後の主な推進項目

- 妊娠期からの相談支援や産後の乳児一時預かり、母子ショートステイ・デイサービスなど、妊娠・出産・子育てへの切れ目ない支援の継続的な実施
- 社会環境の変化に伴う子育て負担の増加を見据えた、鳥取市要保護児童対策地域協議会による、関係機関と連携した児童虐待の防止、早期発見と対象家庭への必要な支援の提供

### ② 保健・福祉・教育・雇用等の連携<sup>※</sup>

### ③ 子どもの支援に関わる関係機関・団体等とのネットワークづくり<sup>※</sup>

#### 【これまでの主な取組内容】

- 児童養護施設を退所した子どもとその保護者への支援、若者サポートステーションと連携した支援など、関係機関との連携による支援体制を整えました。
- こども食堂をはじめとした様々な地域食堂をネットワーク化し、相互補完的な展開を図りました。
- こども食堂等で利用する食材等の確保と安定的供給を行うため、フードサポート事業を実施しました。
- 「鳥取市子どもの貧困対策地域協議会」において、生活困窮状態にあり支援が必要な子どもを守る地域ネットワークを設置し、支援対策を推進しました。

#### これまでの取組内容から見た今後の主な推進項目

- 児童相談所との連携を強化した支援体制の構築
- 継続的な地域食堂ネットワークへの支援、寄附品の呼び掛け

※ ②と③は取組内容に重複があるため、統合しています。

## 【2】数値目標の達成状況

前期計画においては、子どもの貧困対策の推進を図る上で、計画の推進状況を評価する手法の一つとして目標値を設定しました。目標値に対する達成状況は次表のとおりとなっています。

	目標項目	現状値(策定時)	目標値(策定時)	実績値	出典※2
		平成 27 (2015)年度	令和3 (2021)年度	令和2 (2020)年度	
1	妊娠届出者に対する面接を行った割合	97.1%	100%	100%	①
2	スクールソーシャルワーカーの配置人数	5人	10人	8人	②
3	「将来の夢や目標を持っている」と答える子どもの割合	小学6年生 84.3% 中学3年生 70.5% (平成 28 年度)	小学6年生 86.0% 中学3年生 72.0%	小学6年生 77.4% 中学3年生 65.9% (令和3年度)	③
4	不登校児童生徒の出現率	小学校 0.6% 中学校 3.6%	小学校 0.3% 中学校 2.5%	小学校 1.3% 中学校 4.3%	④
5	こども食堂の設置か所数	4か所 (平成 28 年度)	17か所 〔中学校数と同数〕	18か所	⑤
6	生活保護世帯の子どもの高校進学率	94%	95%	87%	⑥
7	生活保護世帯の子どもの高校卒業後の進路決定率※1	83%	88%	93.3%	⑥

※1 進路決定率とは、高校卒業時点で就職・進学等の進路が決定している割合

※2 出典 ① 母子手帳交付時の面接記録

② SSW活動記録及び勤務実績記録簿(各年度3月末現在)

③ 文部科学省「全国学力・学習状況調査」

④ 市小中義務教育学校不登校児童生徒の出現率(各年度3月末現在)

⑤ 「鳥取市地域食堂ネットワーク」のまとめ

⑥ 厚生労働省調査「令和2年度における就労支援等の状況調査」

# 第5章 アンケート調査結果の概要

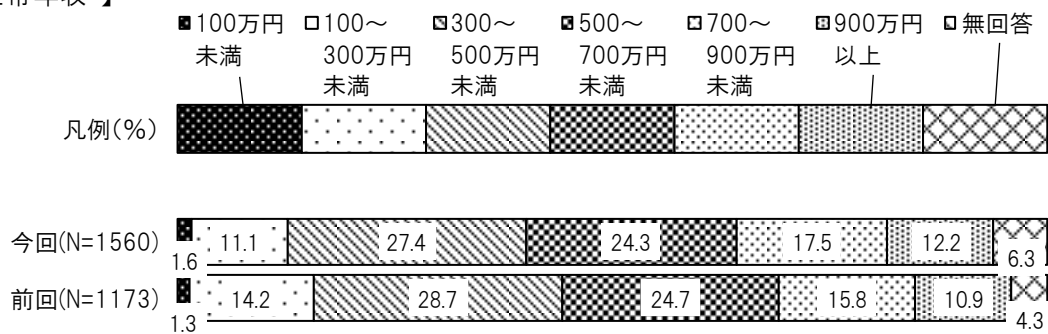
## 【1】アンケート調査結果の概要

### 1 所得階層

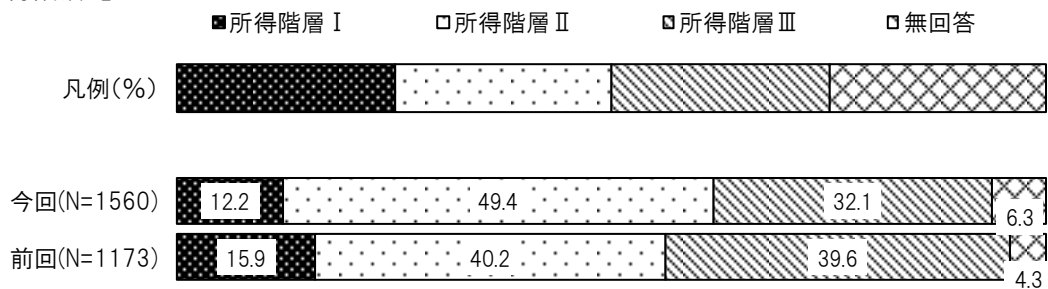
世帯の年収は「300～500万円未満」が最も多く、次いで「500～700万円未満」が続いています。

所得階層別※に区分してみると「所得階層Ⅱ」が49.4%と最も多く、次いで「所得階層Ⅲ」が32.1%と続き、両者で全体の8割以上を占めています。「所得階層Ⅰ」は12.2%となっています。前回調査と比べて「所得階層Ⅲ」が7.5%減少し、「所得階層Ⅱ」が9.2%増加しています。

#### 【世帯年収】



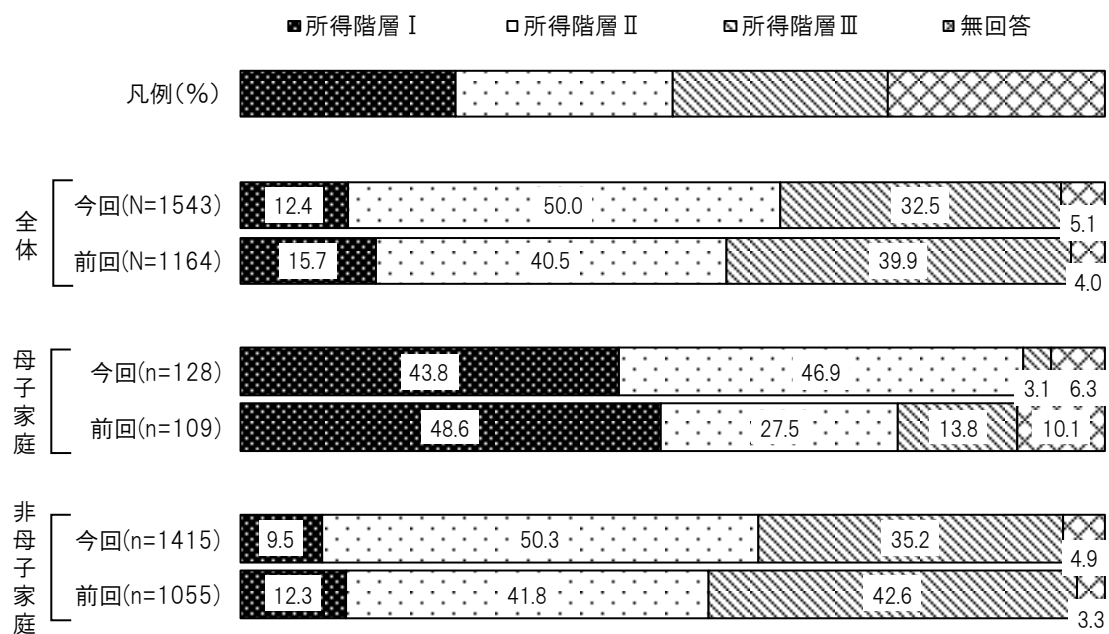
#### 【所得階層】



※ 世帯年収から一人当たりの可処分所得を推計し、122万円未満(世帯年収がおおむね300万円未満の層とほぼ重なる)を「所得階層Ⅰ」、122万円以上244万円未満を「所得階層Ⅱ」、244万円以上を「所得階層Ⅲ」とした。

配偶者がいない「ひとり親家庭」においては、その大半を「母子家庭」で占めており、「所得階層Ⅰ」の割合をみると、「非母子家庭」で9.5%に対し「母子家庭」で43.8%と、非常に高くなっていることが特徴です。

【 所得階層(世帯状況別) 】

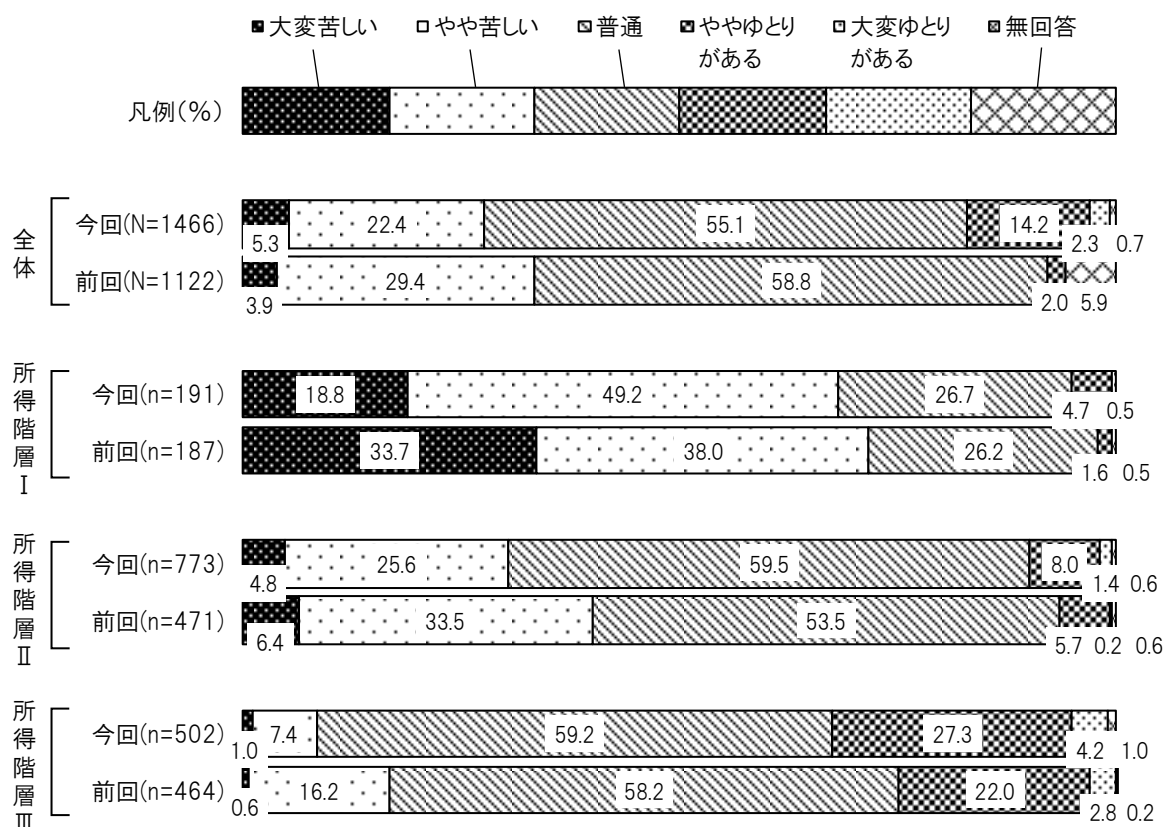




## 2 暮らしの状況

現在の暮らしの状況については「大変苦しい」と「やや苦しい」を合わせて約3割(27.7%)となっています。特に「所得階層Ⅰ」では約7割が「苦しい(合計)」と回答していますが、前回調査と比べると「大変苦しい」が14.9%減少しています。一方で「所得階層Ⅲ」は、ほかの階層に比べて「ややゆとりがある」が3割近くを占めており、所得階層によって暮らしの状況に大きな差があることが分かります。

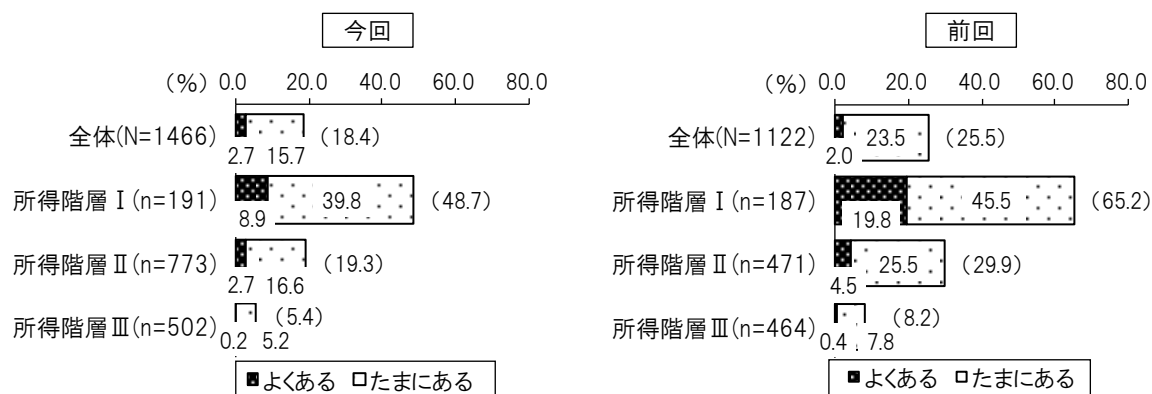
【 暮らしの状況 】



### 3 必要なものが買えなくて困ったこと

経済的に必要なものが買えなくて困った経験は「よくある」と「たまにある」を合わせて、全体では18.4%となっています。「所得階層Ⅰ」では半数近く(48.7%)が「ある(合計)」と回答しており、所得階層による格差が目立っていますが、前回調査と比べ「ある(合計)」は16.5%減少しています。

【 必要なものが買えなくて困ったこと 】

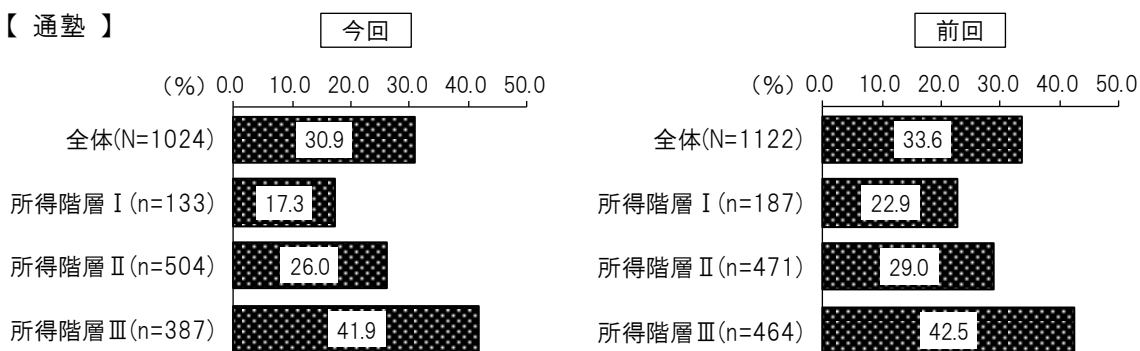


### 4 通塾や習い事の状況

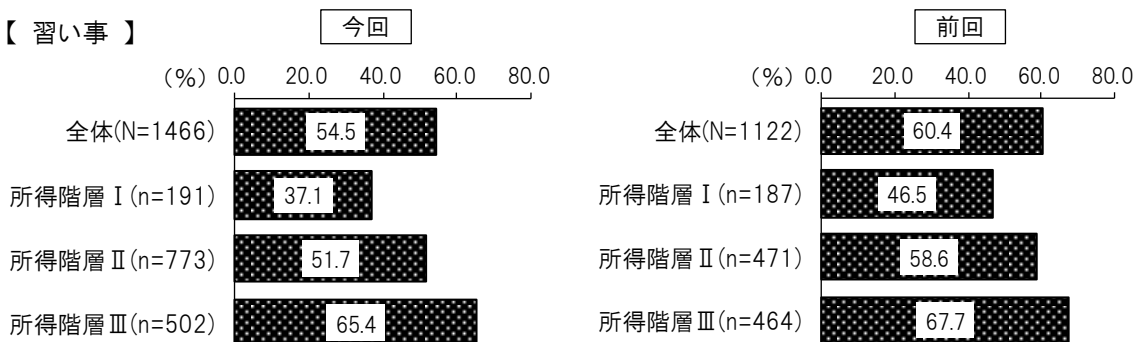
全体では30.9%の家庭が塾を利用しています。新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、通塾の割合は以前に比べて全体的に少なくなっていると考えられますが、所得階層による格差は依然として目立っています。

習い事の利用については、全体の約半数が「通っている」と回答していますが「所得階層Ⅲ」では6割以上が「通っている」のに対して「所得階層Ⅰ」では37.1%と、所得階層による格差がみられます。また「所得階層Ⅰ」は前回調査から9.4%減少しています。

【 通塾 】

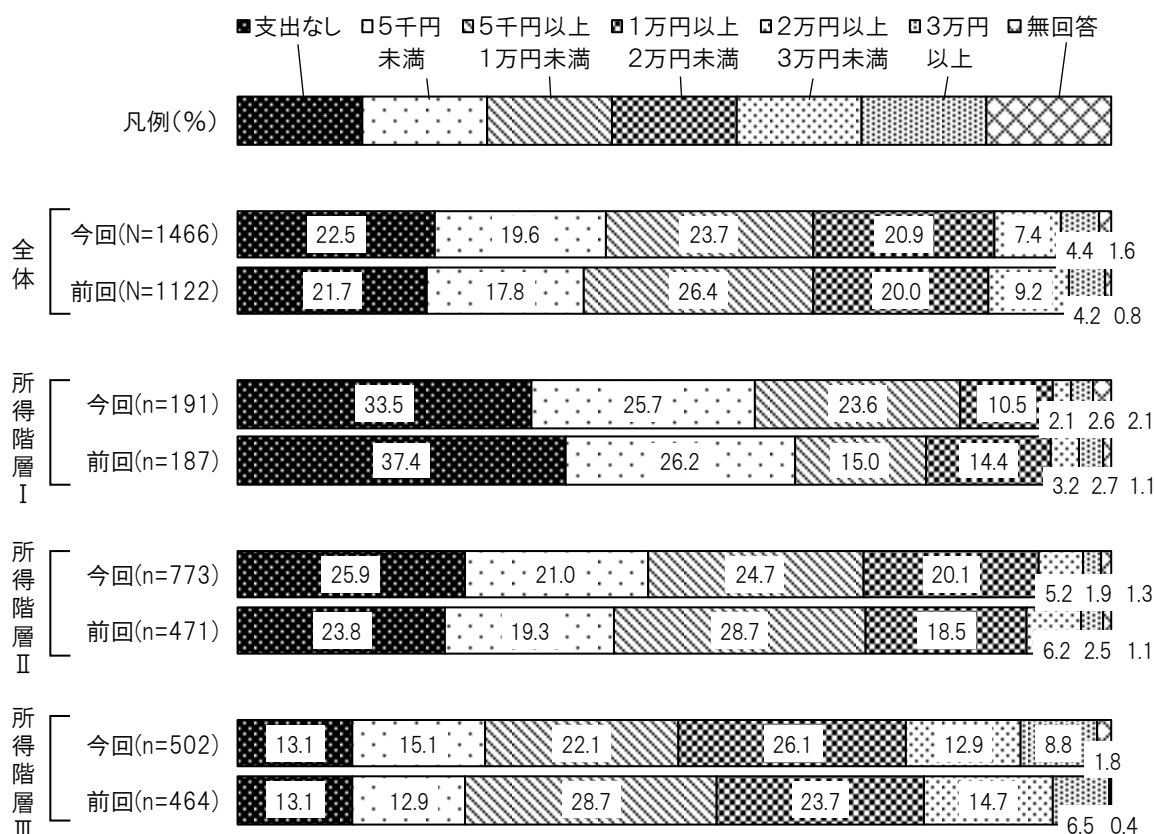


【 習い事 】



塾や習い事に係る費用については、「5千円以上1万円未満」が最も多く、次いで「1万円以上2万円未満」が続いています。全体では2割程度が「支出なし」と回答していますが「所得階層Ⅰ」では3割以上を占めています。

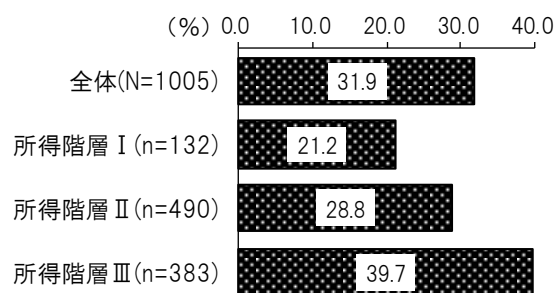
【 塾、習い事に係る費用(1か月) 】



## 5 子ども自身の学習理解

子ども自身の学習理解については「十分理解できている」割合は、全体で約3割となっています。「所得階層Ⅲ」では4割近くを占めていますが、「所得階層Ⅰ」では2割程度と、所得階層による格差がみられます。

【 子ども自身の学習理解(5歳児を除く) 】

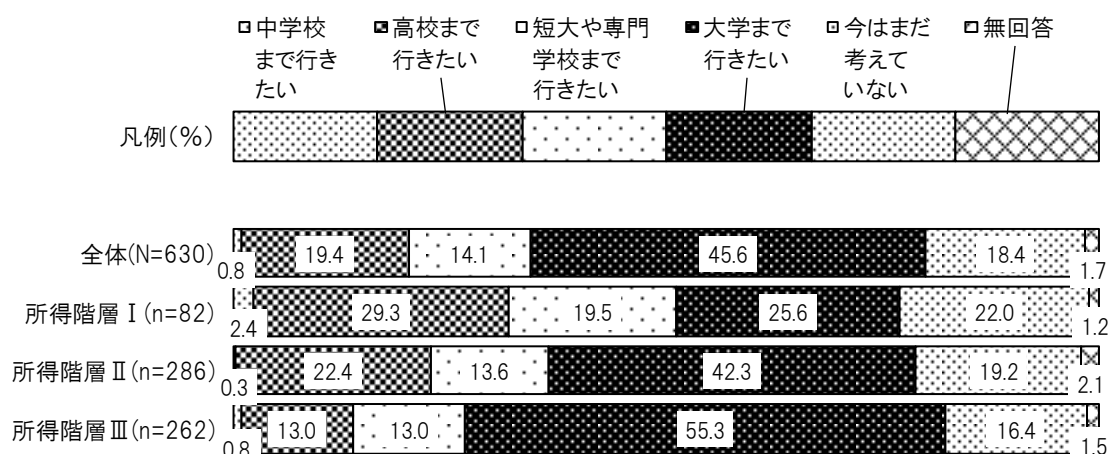


## 6 経済状況と進学への期待・希望

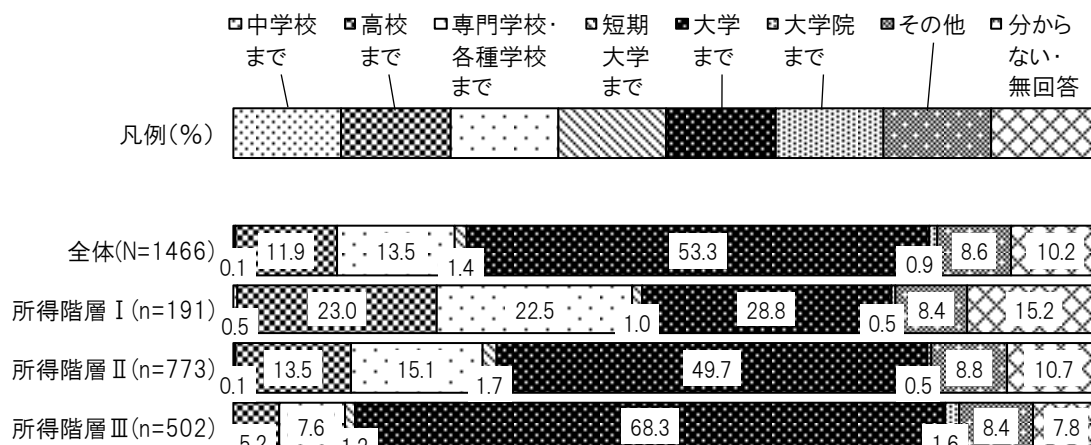
子どもの進学希望をみると、全体では「大学まで」が45.6%となっていますが、保護者の子どもに対する進学への期待では「大学まで」が過半数（53.3%）を占めており差がみられます。

所得階層別でみると、子どもも保護者も所得階層が上がるほど「大学まで」の割合が増加しており、保護者の「所得階層Ⅰ」では約3割ですが、「所得階層Ⅲ」では68.3%と約7割を占め、進学に対する意識にも大きな差がみられます。

### 【子どもの進学希望】

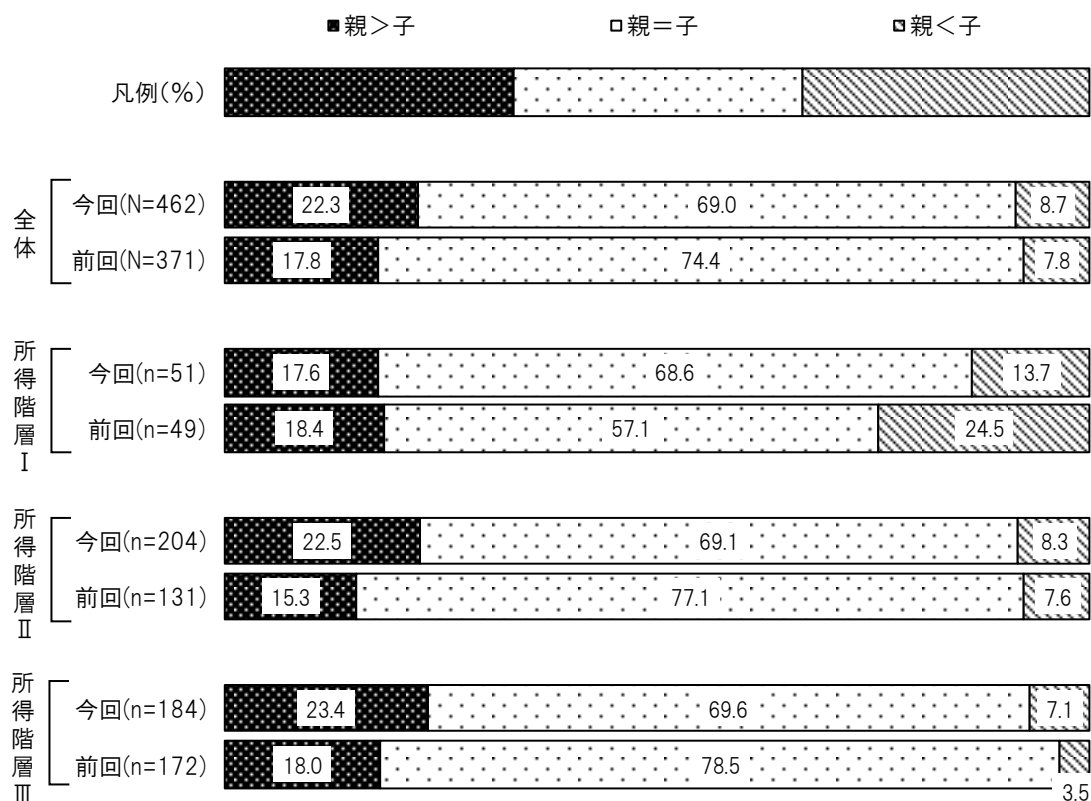


### 【保護者の子どもに対する進学への期待】



子どもの進学希望と保護者の進学への期待の差異についてみると、「親>子（子どもに比べ親の期待が大きい）」が約2割を占めています。前回調査では「所得階層Ⅰ」の「親<子（親に比べ子どもの希望が大きい）」の割合が24.5%でしたが、13.7%に低下しています。

【 子どもの進学希望と保護者の進学への期待の差異 】

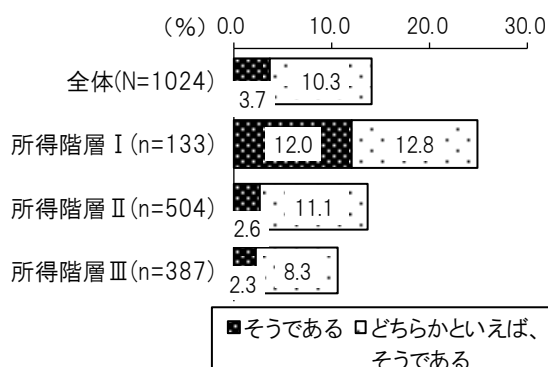


## 7 子どもが担う家事について

「子どもが家事や家族の介護、きょうだいの世話などを担ってくれている」という保護者への設問に対し「そうである」は 3.7%、「どちらかといえばそうである」は 10.3%で、合計 14.0%の子どもが家事等を担っています。

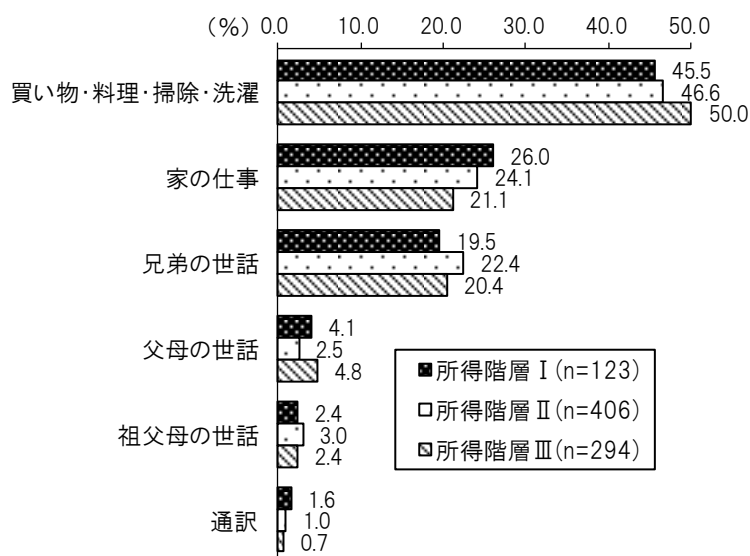
所得階層別では、「所得階層 I」で最も高く 24.8%、およそ 4 人に 1 人の割合となっています。特に「そうである」という明確な回答は 12.0%で、ほかの所得階層を大きく上回っています。

【 家事等を子どもが担っている 】



子ども自身への設問の回答では、いずれの所得階層においても「買い物・料理・掃除・洗濯」が最も高くなっています。

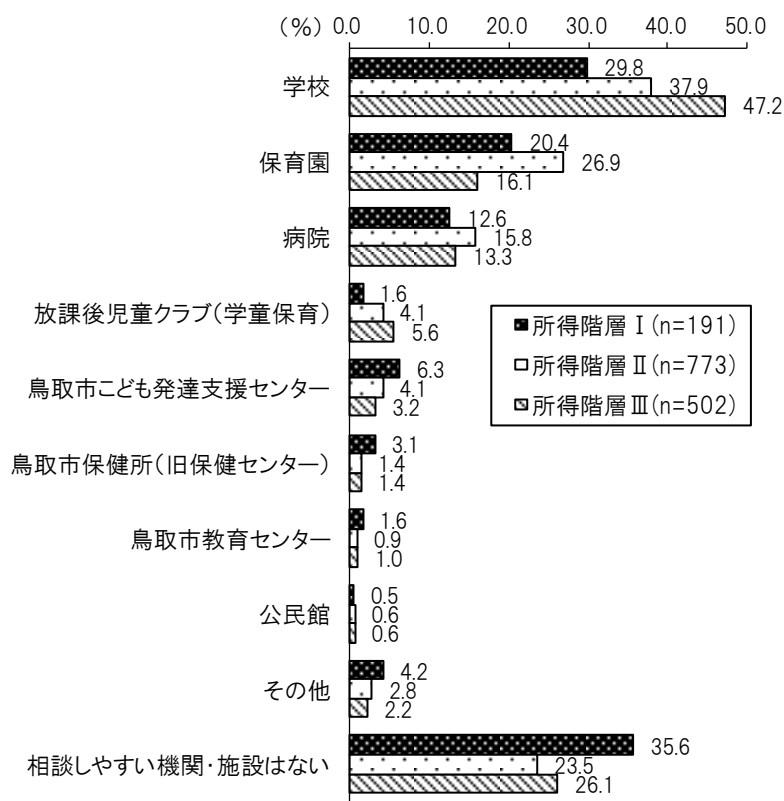
【 子どもが担っている家事 】



## 8 相談しやすい機関や施設

相談しやすい機関や施設については、各所得階層共に「学校」「保育園」「病院」などが上位に回答されており、特に「学校」については、所得階層が上がるほどその割合も高い傾向にあります。一方で「相談しやすい機関・施設はない」への回答をみると「所得階層Ⅰ」が、ほかの階層を大きく上回っていることが特徴的です。

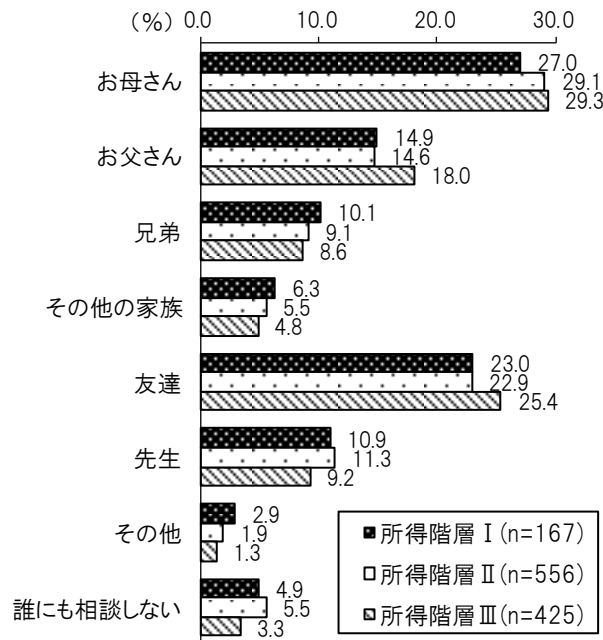
【 相談しやすい機関や施設 】



## 9 子どもの相談先

子ども本人が、悩んだり困ったりしたときの相談相手は、各所得階層共に「お母さん」「友達」が多くなっています。所得階層による大きな差は目立ちません。

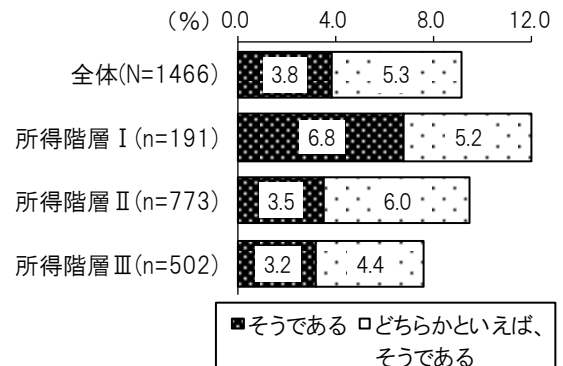
【 子どもの相談先 】



## 10 子どもの居場所について

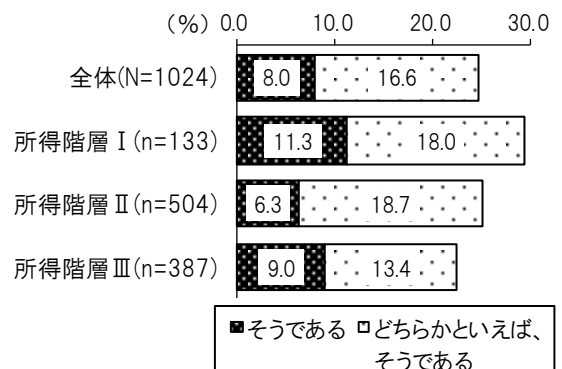
「夜間や休日の仕事等のため、大人がおらず子どもだけで過ごす時がある」という意見に対して「そうである」が全体の 3.8%、「どちらかといえばそうである」は 5.3%で、合計 1 割程度 (9.1%) があると回答しています。特に「所得階層 I」では「そうである」の割合がほかの所得階層に比べて高くなっています。

【 子どもだけで過ごす時がある 】



「放課後に子どもが一人で過ごしているが、地域での良い行き場所がないと思う（5歳児を除く）」という意見に対して「そうである」が全体の 8.0%、「どちらかといえばそうである」は 16.6%で、合計 24.6%と、およそ 4 人に 1 人が居場所の問題を指摘しています。特に「所得階層 I」ではほかの所得階層に比べて、その割合が高くなっています。

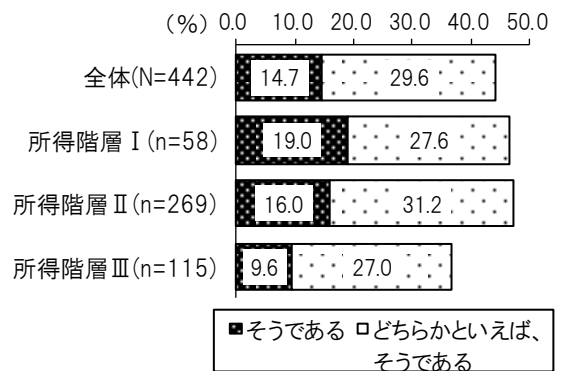
【 放課後の居場所がない 】





5歳児の居場所については「ほかの親子と集えるような居場所がないと思う」という意見に対して、「そうである」が全体の14.7%、「どちらかといえば、そうである」は29.6%と、合計44.3%が居場所の問題を指摘しています。特に「所得階層Ⅰ」と「所得階層Ⅱ」では「そうである」という回答が全体を上回っています。

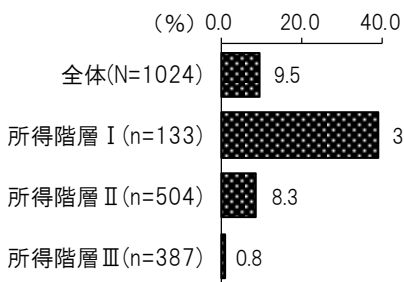
【 親子の集いの場がない 】



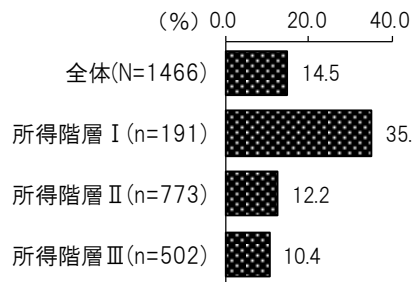
## 11 経済的支援について

就学援助、児童扶養手当、特別児童扶養手当を受給している割合は、いずれも「所得階層Ⅰ」で最も高く、ほかの所得階層を大きく上回っています。

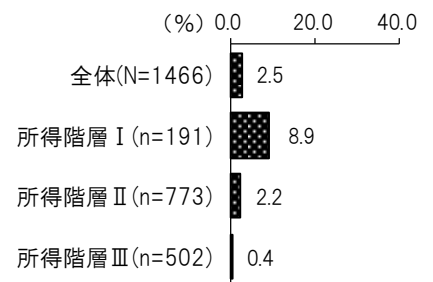
【 就学援助受給割合 】



【 児童扶養手当受給割合 】



【 特別児童扶養手当受給割合 】



## 【2】アンケート結果から読み取れる課題

---

### 1 教育・学習環境づくりへの支援

- 子どもの進学に対する意識や通塾、習い事の状況及び子ども自身の学習理解度については、現在の所得階層によって大きな格差がみられます。親の所得等に左右されず、落ち着いて勉強できる環境や子どものニーズに応じた通塾や習い事など、包括的な子どもの学びの支援体制づくりを図り、本人の意思で希望する進学先を選択できるような環境づくりが必要です。
- 所得階層にかかわらず強い関係性がみられる項目は、子どもによる回答項目「先生はあなたの良いところを認めてくれていると思いますか」と「ありがとうと言われることがある」でした。特に、所得階層Ⅰでは強い相関関係を示しており、教師が自分の良いところを認めてくれていると感じている子どもほど、他人から感謝されることが多いと感じていると言えます。認められているという安心感は様々な意欲や希望につながります。このことを担保しながら、一人一人の子どもが自立に向かっていけるような環境を整えていくことが今後も継続していくべき課題です。

### 2 生活の支援

- 「所得階層Ⅰ」では、ほかの層に比べて「相談しやすい機関や施設がない」の割合が約10%高くなっています。また、「放課後などの子どもの居場所やほかの親子と集える居場所がない」と思う割合は、所得階層が低い世帯ほど高い傾向にあります。抱え込みや孤立を防ぐ観点からも、公的な相談機関の周知や利用促進など、相談先の幅を広げる取組を継続していくことが必要です。
- 前回調査と比べて減少傾向にあるものの、依然として各階層とも「どちらかといえばそうである」も含めて「夜間や休日の仕事等のため、大人がおらず子どもだけで過ごす時がある」保護者の回答は7～12%となっています。子どもの居場所づくりについて地域住民との連携や協力を図りながら「こども食堂」のような第三の居場所の充実を検討していく必要があります。
- 子どもが家事や家族の介護、きょうだいの世話などを担っている割合は「所得階層Ⅰ」で、およそ4人に1人の割合となっています。特に「そうである」という明確な回答は12.0%で、ほかの所得階層を大きく上回っていることが特徴的です。保護者へは「子どもがおうちの家事や家族の看護、介護、きょうだいの世話など全般を担ってくれている」という問い方で、子どもへは「おうちのことですしているものに○をしてください」と投げかけて「買い物、料理……」「きょうだいの世話」「祖父母の世話」等の選択肢から選ぶように回答を求めています。子どものお手伝いととらえる場合も含むと考えられますが、いわゆる「ヤングケアラー」である場合も考えられます。子どもが自分の希望を持ち実現に向けて努力できる環境づくりに向けて、包括的な支援が早期に進むよう、大人が状況を適切に把握し連携していくことが、今以上に求められます。

### 3 経済的な支援

- 「所得階層Ⅰ」の世帯では、経済的理由により半数近くが「必要なものが買えなくて困ったことがある」と回答しています。また、就学援助、児童扶養手当、特別児童扶養手当を受給している割合は「所得階層Ⅰ」で最も高く、ほかの階層を大きく上回っています。また、家族旅行について「数年に1回は行く」と回答しているのは全体で約7割ですが、所得階層Ⅰでは約4割となっています。経済的な理由により、子どもが家族と過ごす様々な体験の不足がうかがえます。
- 子どもが安定した日常生活を送ることができるよう、経済的支援が必要とされる世帯には、手当等の助成支援と、それらの制度のより一層の周知を図る必要があります。また、いわゆる「貧困の連鎖」につながる可能性を、将来的に減らす方向で取り組む必要があります。

### 4 地域における支援ネットワークづくり

- 子どもや保護者の支援に関わっている関係者のアンケート調査から、庁内での関係部署との連携の強化が課題であることが浮き彫りになっています。複数の課題を抱えている保護者も多いため、包括的な支援という視点は欠かせません。また、前期計画の5年間で「地域（子ども）食堂」については広がりを見ることができました。ただ「困っているからいく所」ではなく「楽しそうだから行ってみたい所」という認識を広げていくことが、更に求められると考えられます。
- 子どもや子育て家庭への支援については、地域住民の協力や協働が必要です。誰もが福祉に関心を持ち、地域が抱える生活課題に気付くことが必要です。子どもの希望の実現のために、子どもの頑張りたい気持ちを後押しする暖かい見守りなども含めた支援体制、ネットワークづくりが一層求められます。

## 第6章 計画の基本的な考え方

### 【1】基本理念と基本目標

「第11次鳥取市総合計画」においては「まちづくりの目標1 誰もが自分らしく暮らし続けることができる、持続可能な地域共生のまち」の「政策1 未来を創る人材を育むまちづくり」に「結婚・出産・子育て支援」が位置付けられています。この中では、家庭の経済状況にかかわらず、子どもが健やかに成長することができる支援の充実が必要であるという課題を踏まえ、子育て支援サービスの充実をはじめ、ひとり親家庭など特別な支援を必要とする家庭への支援や地域食堂（こども食堂）の充実など、地域における子どもの健全な育成と将来を見据えた生活支援、学習支援などを推進することとしています。また、本計画の関連計画である「第2期 鳥取市子ども・子育て支援事業計画（令和2（2020）年3月策定）」においては、子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、将来の活力ある未来の鳥取市を創ることにつながるという考え方の下、その基本理念を「子ども 親 地域が輝く 子育て応援都市 とっとり」と掲げ、総合的な子育て支援施策を推進することとしています。

本計画では、特に「第2期 鳥取市子ども・子育て支援事業計画」の施策との緊密な連携を図りつつ、全ての子どもが、その生まれ育った環境に左右されることなく、地域との協働によって、誰もが平等に未来に臨む機会を持てることを目指し、次の基本理念を定めます。なお、基本目標は前期計画を引き継ぐこととします。

#### ○ 基本理念 ○

すべての子どもが 夢と希望を持って  
成長できるまち とっとり

#### 【 基本目標（前期計画から継続） 】

**「鳥取市の未来を担う子どもが、家庭の経済状況に関わらず自分らしく豊かで幸せな生き方をみいだしていく力を育むこと」**

本計画では、この基本理念に基づく基本目標の実現に向けて、子どもの貧困問題を地域全体で捉え、子どもの将来がその生まれ育った環境に左右されることなく、また、貧困が世代を超えて連鎖することがないように、誰一人取り残さず、健やかに成長する成育環境づくりと教育の機会均等を図り、地域との協働による子どもの貧困対策を推進します。

## 【2】 施策の柱

---

基本理念に基づく基本目標を具体化するための方針となる「施策の柱」については、国の大綱、県の計画、本市の総合計画及び子ども・子育て支援事業計画、また、本市における子どもを取り巻く現状や課題等を踏まえ、次の4項目を設定します。

取組に当たっては、子どもの視点に立った切れ目のない施策を推進するために、庁内関係部署や関係機関との分野横断的な連携はもちろん、保育施設や学校、地域住民との協働により包括的、総合的に施策を推進します。

---

### 施策の柱1 学ぶ意欲を育む環境づくり

---

子どもの将来が、その生まれ育った環境によって左右されることがないように、全ての子どもが学ぶ意欲を喚起され、夢に向かって挑戦できるよう、子どもの健やかな育ちと学びを保障します。

---

### 施策の柱2 健やかに暮らす基盤づくり

---

貧困の対策には生活基盤の安定が重要であることから、妊娠期からの切れ目のない支援体制を整え、保護者が安心して子育てできるよう、必要なサポートを進めます。生活の安定と自立の促進、子どもの福祉の増進を図るための支援を行うとともに、困難を抱える若者の自立を支援します。

---

### 施策の柱3 安定した暮らしを築く環境づくり

---

安定的な経済基盤を築くことが生活の安定につながることから、職業生活の安定と向上に資する支援を行います。ひとり親家庭、保護者が就労できない場合、生活が困難な状況にある家庭については、状況に応じたきめ細かな支援を進めます。

---

### 施策の柱4 暮らしを支える経済的支援とネットワークづくり

---

経済的支援は、親の健康状態や就労状況にかかわらず、日々の生活の安定につながるとともに、子どもの貧困対策の基盤となるものです。この支援が必要な家庭や子どもを積極的に把握し、支援を届けるために必要な関係機関との連携体制の下、効果的な関わりを工夫しながら継続していきます。また、子育て家庭の困難や課題に気付き、支援につなぎ、見守る体制づくりを進めるため、子どもと子育て家庭における経済的な困難や貧困のリスクに早期に気付き、早い段階から必要な支援が届くよう、多様な社会資源を活用した支援ネットワーク体制の構築を目指します。

### 【3】施策の体系

【 基本理念 】すべての子どもが 夢と希望を持って  
成長できるまち とっとり

- 基本目標「鳥取市の未来を担う子どもが、家庭の経済状況に関わらず  
自分らしく豊かで幸せな生き方をみいだしていく力を育むこと」

#### 施策の柱1 学ぶ意欲を育む環境づくり

- 1 保育・幼児教育、学校教育の充実
- 2 学校と家庭・地域の連携
- 3 家庭の教育力向上のための支援

#### 施策の柱2 健やかに暮らす基盤づくり

- 1 妊娠期からの切れ目のない支援
- 2 子育ての包括的支援
- 3 生活困窮者への包括的支援
- 4 困難を抱える若者への支援
- 5 地域食堂（こども食堂）の拡充

#### 施策の柱3 安定した暮らしを築く環境づくり

- 1 職業生活の安定に向けた支援
- 2 就労への経済的支援

#### 施策の柱4 暮らしを支える経済的支援とネットワークづくり

- 1 子育てに関する経済的負担の軽減
- 2 ひとり親家庭への支援
- 3 早期発見の体制とネットワークづくり

## 第7章 具体的施策の展開

### 【施策の柱1】 学ぶ意欲を育む環境づくり

#### 1 保育・幼児教育、学校教育の充実

施策名	取組内容	対象	担当課
【新規】 幼児教育・保育 の無償化	○ 全ての子どもが安心して質の高い幼児教育・保育を受けられるよう、令和元（2019）年10月から開始した幼児教育・保育の無償化を着実に実施します。	乳幼児	こども家庭課
幼児教育・保育 の質の向上	○ 幼稚園、保育所、認定こども園等の教育・保育の受け入れ体制の整備に努めるとともに、多様な子育て支援サービスの充実に努めます。	乳幼児	こども家庭課
保育園・幼稚園・ 小学校連携	○ 乳幼児期の教育・保育から就学後の教育への円滑な移行を図るため、幼稚園、保育所、認定こども園等と小学校の連携を強化し、支援が必要な子どもへの切れ目ない支援に努めます。	幼児と児童	こども発達支援センター こども家庭課 学校教育課
基礎学力定着支 援事業	○ 学校と基礎学力定着支援者が連携し、放課後や長期休業等を活用して、基礎学力の定着を図ります。	小・中・義務教育学校の児童・生徒	学校教育課
特別支援教育等 に関する児童・ 生徒の相談支援	○ 小学校、中学校の義務教育において、発達上の困難を抱える児童への相談支援など、適切に教育を受けられるよう支援体制の充実に努めます。	小・中・義務教育学校の児童・生徒とその保護者	こども発達支援センター 学校教育課
【新規】 ひらがな音読支 援事業	○ 全ての学習の基礎となるひらがな読みの困難な児童を早期発見し、アプリを活用した音読支援を行うことで、音読の改善や学びにくさの軽減を図り、学力及び学校への適応力の向上に努めます。	小学校1・2年生	こども発達支援センター

## 2 学校と家庭・地域の連携

施策名	取組内容	対象	担当課
スクールソーシャルワーカーによる支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ スクールソーシャルワーカーによる、不登校等課題のある児童・生徒への対応をはじめ、学校内のチーム体制の構築や支援を行います。</li> <li>○ 児童・生徒の状況を把握し、学校と関係機関が連携し、家庭の環境改善などを図ることができるよう支援を行います。</li> </ul>	小・中・義務教育学校の児童生徒	総合教育センター
放課後児童クラブ	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 放課後、家に保護者がいない児童を対象に、放課後の居場所として適切な場を提供するとともに、地域住民の協力による、発達段階に応じた健全な育成を図ります。</li> </ul>	児童	学校教育課
放課後こども教室	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域が主体となって、放課後の子どもの安全・安心な活動拠点を確保し、勉強やスポーツ・文化活動等を行います。</li> </ul>	児童	学校教育課
【新規】 児童館	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 児童厚生員が常駐し、子どもたちに遊びの提供と安心できる居場所づくり、個別的、集団的に様々な健全育成活動を行います。</li> </ul>	18歳未満の子ども	こども家庭課
【新規】 子ども第3の居場所事業（b & g 鳥取*）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 養育環境が不十分であること等の理由により、経済的・時間的に家庭で過ごすことが困難な小学生を対象に、より手厚い関わりを提供し、より良い生活習慣・学習習慣の定着を図ります。</li> </ul>	養育環境が不十分な児童	こども家庭課
ひとり親家庭学習支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 経済的な理由から、学業や進学環境が十分に用意されていないひとり親家庭の子どもに対して、学習の場を提供し、学力向上や進学のための生活・学習支援を行います。</li> </ul>	ひとり親家庭の中・義務教育学校の生徒	こども家庭課
【新規】 コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 学校と地域が話し合いによりビジョンを共有しながら、地域全体で子どもたちを育てるために、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の取組を一体的に推進します。</li> </ul>	小・中・義務教育学校の児童・生徒とその保護者	生涯学習・スポーツ課 学校教育課

※ 鳥取市内に設置された「福祉に重点を置いた子どもの居場所」という位置付けの施設のこと。「家でも学校でもない第三の居場所」として、少人数で預かり、生活習慣や学習習慣の定着を目標とするとともに、子どもの意欲の向上及び自立につながる力を身につけることを目指している。



施策名	取組内容	対象	担当課
地区公民館事業	○ 様々な体験活動を通して子どもに達成感を持たせ、未来に向けてたくましく生き抜く力を育成します。	小・中・義務教育学校の児童・生徒とその保護者	生涯学習・スポーツ課 地区公民館
青少年相談活動	○ 青少年からの交友関係や進路、学校不適応などに関する相談に対して、個別事情を把握しながら、各学校及び専門機関につなぎ、健全な育成を図ります。	児童・生徒とその保護者	生涯学習・スポーツ課 鳥取市少年愛護センター
街頭パトロール活動	○ 少年愛護センターと補導員による街頭巡回活動の実施により、青少年への声掛け等、非行から守る街頭活動や啓発活動を支援するとともに、少年補導員の技能向上のため、各種研修会への参加を促進します。	児童・生徒	生涯学習・スポーツ課 鳥取市少年愛護センター
青少年健全育成事業	○ 青少年の健全育成のため、各地域で組織する育成団体や市内の青少年育成団体により行われる、日々の見守りや体験活動機会の提供等の支援を行います。	児童・生徒及び保護者	生涯学習・スポーツ課 青少年育成鳥取市民会議
【拡充】 学習支援	○ 経済的な理由から、学業や進学環境が十分に用意されない生活保護世帯及び生活困窮世帯の子どもに対し、学力及び学習意欲の向上、日常生活習慣の形成や社会性の育成を図るため、学習支援や進路相談を行います。	生活保護世帯の小・中・義務教育学校の児童・生徒とその保護者及び生活困窮世帯の中・義務教育学校の生徒	生活福祉課 中央人権福祉センター

### 3 家庭の教育力向上のための支援

施策名	取組内容	対象	担当課
子育て親育ち講座の実施	○ 就学前の子どもを持つ保護者を対象に、基本的な生活習慣等に関する講演による学習機会を提供し、家庭の教育力向上を図ります。 ○ 保育施設を利用している幼児期の子どもを持つ保護者を対象とした参加型の学習プログラムにより、家庭教育を学び、親同士のつながりづくりを支援します。	保護者等	生涯学習・スポーツ課 家庭教育支援チーム

## 【施策の柱2】 健やかに暮らす基盤づくり

### 1 妊娠期からの切れ目のない支援

施策名	取組内容	対象	担当課
妊婦健診	○ 妊娠中の異常の早期発見や疾病予防のために、定期的な妊婦健康診査を受けることができるよう母子健康手帳交付時に、妊婦一般健康診査受診票を、妊娠全期を通して配布するとともに、多胎妊娠妊婦には追加分を交付します。	妊婦	健康・子育て推進課
妊婦歯科健康診査費の助成	○ 妊婦が適切な口腔管理をすることで、母子感染を防ぎ、健全な口腔機能を維持することができるよう、母子健康手帳交付時に妊婦歯科健康診査受診票を交付し、妊婦歯科健康診査費を助成します。	妊婦	健康・子育て推進課
産後健康診査費の助成	○ 産後うつの早期発見や児童虐待の予防を図るために、母子健康手帳交付時に産後健康診査受診票を交付するとともに、産後健康診査費を助成します。	産婦	健康・子育て推進課
乳児全戸訪問事業	○ 「こんにちは赤ちゃん事業」として、保健師・母子保健推進員が産婦及び生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子どもの健やかな成長を促し、安心して育児が行えるよう支援します。	産婦と4か月までの乳児	健康・子育て推進課
母子栄養強化事業	○ 生活保護世帯や住民税非課税世帯の妊産婦及び栄養強化を必要とする乳児に対して、牛乳や粉ミルクなどの栄養食品を支給し、妊産婦及び乳児の健康の保持を図ります。	妊産婦と乳児	健康・子育て推進課
新生児聴覚検査費の助成	○ 聞こえの障がいを早期に発見するため、より多くの新生児が聴覚検査を受けられるよう、初回検査費用を助成します。	新生児	健康・子育て推進課

施策名	取組内容	対象	担当課
乳幼児健診	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 3～4か月児、9～10か月児は医療機関での個別健診、6か月児、1歳6か月児、3歳児は集団での健康診査を行い、乳幼児の心身の健やかな成長を図ります。</li> <li>○ 育児に不安や悩みを抱える保護者に多職種で関わることで、多様な悩みの相談に応じるとともに必要に応じて、継続した支援へとつなぎます。</li> </ul>	乳幼児と保護者等	健康・子育て推進課
【拡充】 定期予防接種等費用の助成	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 乳幼児等を対象に、予防接種法に基づく疾患の定期予防接種を実施します。</li> <li>○ 満6か月から就学前の乳幼児及び65歳未満の重度の心身障がいのある人を対象に、任意予防接種費用の助成として、インフルエンザ予防接種費用の助成を行います。</li> <li>○ 風しん抗体価の低い満19歳以上50歳未満の女性及び妊婦の夫を対象に、風しん予防接種費用の全額助成を行います。</li> </ul>	乳幼児等と妊産婦等※	保健医療課
ブックスタート事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 絵本を手掛かりに、親子の心が触れあうきっかけづくりとなるよう、6か月児健診時に絵本の読み聞かせを行います。健診未受診の家庭へも訪問し、絵本を手渡します。</li> </ul>	乳児	健康・子育て推進課
2歳児歯科健診とむし歯予防教室	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 乳歯がほぼそろい始める2歳児を対象に、歯科健診・歯科保健指導・むし歯予防教室を行い、口腔の健康の保持増進を図ります。</li> </ul>	2歳～3歳までの幼児	健康・子育て推進課
ふれあい学級	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 発達が気になりな子どもや育てにくさを感じる保護者を対象に、親子遊びや保護者同士の交流の場を提供し、健やかな発達を促します。</li> </ul>	1歳6か月～4歳までの幼児	健康・子育て推進課
妊産婦・乳幼児への相談支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 妊娠届の際に、全ての妊婦に対して相談を行い、ニーズに応じた産前産後のサポートや乳児家庭全戸訪問、産後サロン等を通して、妊娠期から出産・子育て期まで切れ目のない相談支援を行います。</li> </ul>	妊産婦と乳幼児	健康・子育て推進課

※ インフルエンザ、風しん等の予防接種費用の助成対象者の拡充

施策名	取組内容	対象	担当課
子育て相談支援	○ 育児に不安を持つ母親等への相談の場の提供や産後サロン等の親同士が悩みを共有できる場を提供し、母子の愛着形成を促し、安心して子育てが行えるよう支援します。	子育て期の保護者	健康・子育て推進課
産後ケア事業	○ 家族等から十分な援助が受けられず、体調不安や強い育児不安がある母と乳児を対象に、保健指導や育児相談等のケアを提供します。	産婦 4か月未満の乳児	こども家庭相談センター
日常生活支援事業	○ ひとり親家庭の保護者が、技能取得のための通学や自立促進のために必要な事由、冠婚葬祭、残業など社会的事由及び疾病などにより、一時的に家事援助、介護、保育などのサービスが必要な世帯に、有料（生活保護受給者などは無料）で家庭支援員を派遣します。	ひとり親家庭	こども家庭課

## 2 子育ての包括的支援

施策名	取組内容	対象	担当課
多様な保育サービスの提供	○ 多様化する保育需要に対応できるよう、保護者の就業形態や児童の状況に応じて、時間外保育、一時預かり、休日保育、病児・病後児保育など多様な保育サービスを提供します。	乳幼児	こども家庭課
(再掲) 乳幼児健診	○ 3～4か月児、9～10か月児は医療機関での個別健診、6か月児、1歳6か月児、3歳児は集団での健康診査を行い、乳幼児の心身の健やかな成長を図ります。	乳幼児	健康・子育て推進課
子育て世代包括支援センターの機能充実	○ 子育て世代包括支援センター「こそだてらす」において、妊産婦等からの相談に応じ、必要な情報提供や関係機関との調整等を行います。また、産後間もない母親と赤ちゃんが交流し、悩みを共有できる仲間をつくり子育ての不安を解消する「産後サロン」など、妊娠期から子育て期にわたり切れ目ない支援をきめ細かく実施し、その機能の充実を図ります。	妊産婦と乳幼児	健康・子育て推進課

施策名	取組内容	対象	担当課
子ども家庭総合支援拠点の機能充実	○ 支援が必要な妊婦や児童等を対象に、生活状況の把握や各種支援の情報提供、相談・支援を行います。	妊婦と18歳未満の子ども	こども家庭相談センター
要保護児童対策地域協議会の充実	○ 保護や支援が必要な子どもの早期発見及び適切な対応を行うため、関係機関と連携し、子どもを守る地域ネットワークの充実を図ります。	妊婦と18歳未満の子ども	こども家庭相談センター
子育て相談	○ 未就園児がいる家庭への支援の場として、保育園等に地域の子育て支援センターを設置し、地域の子育て家庭に対する育児相談などの支援を行います。	乳幼児とその保護者	こども家庭課
支援を必要とする子どもとその家族への相談支援	○ 育児に不安を持つ母親等に相談の場や産後サロン等の親同士が悩みを共有できる場を提供し、安心して子育てが行えるよう支援します。 ○ あらゆる機会を通して把握した、支援を必要とする子どもと家族に対して、関係部署で情報共有し、連携して支援を行います。	子育て期の子どもとその家族	福祉部 健康こども部 教育委員会
【新規】ヤングケアラーへの支援	○ 年齢や成長の度合いに見合わない責任や負担を負って、本来、大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを、日常的に行っている子どもに対して、関係部署で情報共有し、連携して支援を行います。	18歳未満の子ども	福祉部 健康こども部 教育委員会

### 3 生活困窮者への包括的支援

施策名	取組内容	対象	担当課
生活困窮者自立支援	○ 生活困窮状況からの早期の自立を支援するため、包括的かつ伴走的な相談支援や居住確保支援等を行うとともに、就労、金銭等に関する課題について、適切に関係機関との連携を図り対応します。	生活保護に至る前の生活困窮者	中央人権福祉センター
生活困窮者等への相談支援	○ 生活困窮者等に対して、包括的・個別的・継続的な支援を行います。	生活困窮者	中央人権福祉センター

施策名	取組内容	対象	担当課
【拡充（再掲）】 学習支援	○ 経済的な理由から、学業や進学環境が十分に用意されない生活保護世帯及び生活困窮世帯の子どもに対し、学力及び学習意欲の向上、日常生活習慣の形成や社会性の育成を図るため、学習支援や進路相談を行います。	生活保護世帯の小・中 ・義務教育学校の児童・生徒とその保護者及び生活困窮世帯の中 ・義務教育学校の生徒	生活福祉課 中央人権福祉センター
社会的養護が必要な子どもへの相談支援	○ 社会的な養護が必要な子どもに対して、関係機関と連携し、自己肯定感、信頼感を育むための家庭的養護を推進します。	社会的な養護が必要な子ども	福祉部 健康こども部 教育委員会
児童養護施設を退所した子どもへの支援	○ 児童養護施設等退所後の子どもの社会的自立を支えるために、関係機関と連携し、子どもとその保護者へ必要な相談支援を行います。	児童養護施設を退所した子どもとその保護者	福祉部 健康こども部 教育委員会

#### 4 困難を抱える若者への支援

施策名	取組内容	対象	担当課
若者サポートステーションとの連携	○ 若者の職業的自立に向けて「若者サポートステーション」と連携し、相談支援を行います。	中・義務教育学校卒業後の子ども	福祉部 健康こども部 経済観光部 教育委員会
（再掲） 児童養護施設を退所した子どもへの支援	○ 児童養護施設等退所後の子どもの社会的自立を支えるために、関係機関と連携し、子どもとその保護者へ必要な相談支援を行います。	児童養護施設を退所した子どもとその保護者	福祉部 健康こども部 教育委員会

## 5 地域食堂（こども食堂）の拡充

施策名	取組内容	対象	担当課
地域食堂（こども食堂）の拡充	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 子どもが安心できる社会的居場所として「地域食堂（こども食堂）」の拡充を図ります。</li> <li>○ 拡充に当たっては、地域の様々な社会資源を活用するとともに、子どものための世帯への支援を行います。</li> </ul>	子ども 保護者	福祉部 健康こども部 中央人権福祉 センター 教育委員会
<b>【拡充】</b> 地域食堂（こども食堂）のネットワークづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 子どもや保護者が利用する「地域食堂（こども食堂）」の継続的かつ安定的な運営をバックアップしている「地域食堂ネットワーク」への支援を行います。</li> </ul>	「地域食堂（こども食堂）」運営 団体等	中央人権福祉 センター
フードサポート事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ひとり親家庭をはじめ生活困窮世帯への食料支援を行います。</li> </ul>	生活困窮世帯	中央人権福祉 センター

## 【施策の柱3】安定した暮らしを築く環境づくり

### 1 職業生活の安定に向けた支援

施策名	取組内容	対象	担当課
鳥取市無料職業紹介所における支援	○ 専任のアドバイザー等が、ハローワークなどの各種就労支援機関や庁内関係各課と連携し、求職者への就労に関する情報提供や相談業務、就職のマッチングを行います。	求職者	経済・雇用戦略課
【拡充】 就労支援	○ 就労支援相談員による支援をはじめ、ハローワークと福祉事務所による一体的なチーム支援、民間団体への委託による就労ボランティア事業や中間的就労支援事業など、就労準備段階において、伴走型できめ細かな就労支援を行います。	生活保護受給者と生活困窮者	生活福祉課 中央人権福祉センター

### 2 就労への経済的支援

施策名	取組内容	対象	担当課
技能・資格取得経費と就職支度金の支給	○ 生計の維持に役立つ職業に就くために必要な、技能や資格を取得する経費、就職の確定した場合の就職支度金を支給します。	生活保護受給者	生活福祉課
母子父子自立支援員相談事業	○ 母子父子自立支援員相談事業により、貸付相談、生活費・就労・住宅等の相談支援等を行います。	ひとり親家庭の保護者	こども家庭課
高等職業訓練促進給付金	○ 看護師等の自立に効果的な資格を取得するために、養成機関で修業する場合、給付金を支給します。	ひとり親家庭の保護者	こども家庭課
自立支援教育訓練給付金	○ 仕事に就くために必要な技能や資格を取得するときに給付金を支給します。	ひとり親家庭の保護者	こども家庭課



## 【施策の柱4】暮らしを支える経済的支援とネットワークづくり

### 1 子育てに関する経済的負担の軽減

施策名	取組内容	対象	担当課
【新規(再掲)】 幼児教育・保育 の無償化	○ 全ての子どもが安心して質の高い幼児教育・保育を受けられるよう、令和元(2019)年10月から開始した幼児教育・保育の無償化を着実に実施する。	乳幼児	こども家庭課
生活保護制度による生活支援	○ 最終的なセーフティネットである生活保護制度が必要な世帯については、適切な調査の上、個々の実情に応じて生活・住宅・教育扶助等の支援を行います。	生活保護受給者	生活福祉課
【新規】 実費徴収に係る 補足給付事業	○ 保育活動に必要な費用や副食費等の一部を援助します。	支給認定保護者	こども家庭課
就学支援制度	○ 就学に必要な学用品費、給食費、通学費等の一部を援助します。	要保護・準要保護世帯	学校保健給食課
特別支援学級教育奨励制度	○ 就学に必要な学用品費、給食費、通学費等の一部を援助します。	特別支援学級就学世帯	学校保健給食課
教育福祉振興基金奨励事業	○ 市内に居住する中学生で、経済的困難な状況にある優秀な生徒を対象に補助金を交付し、就学奨励を図ります。	要保護・準要保護世帯	学校保健給食課
【新規】 遠距離通学費補助制度	○ 遠距離、通学上の地勢的危険等の要因により、バス、JR、自家用車で市立小・中・義務教育学校に通学する場合、必要な費用の一部を援助します。	支給認定保護者	学校保健給食課

## 2 ひとり親家庭への支援

施策名	取組内容	対象	担当課
児童扶養手当の支給	○ ひとり親の家庭で児童を監護している保護者等に手当を支給し、児童の福祉を増進するとともに、生活の安定と自立の促進を図ります。	ひとり親家庭等※	こども家庭課
母子父子寡婦福祉資金貸付制度	○ ひとり親家庭に対し、大学進学等に必要な修学資金をはじめ、就学支度資金、修業資金、技能習得資金、医療介護資金、住宅資金などの貸付けを行い、生活の安定を図ります。	ひとり親家庭	こども家庭課
(再掲) 母子父子自立支援員相談事業	○ 母子父子自立支援員相談事業により、貸付相談、生活費・就労・住宅等の相談支援等を行います。	ひとり親家庭の保護者	こども家庭課
ひとり親家庭小中学校入学支度金	○ ひとり親家庭が養育している児童が小学校や中学校に入学する場合、入学支度金を支給します。	ひとり親家庭の保護者	こども家庭課
(再掲) ひとり親家庭学習支援事業	○ 経済的な理由から学業や進学環境が十分に用意されていない、ひとり親家庭の子どもに対して、学習の場を提供し、学力向上や進学のための生活・学習支援を行います。	ひとり親家庭の子ども	こども家庭課
高等学校卒業程度認定試験支援事業	○ 高等学校を卒業していないひとり親家庭の親と、ひとり親家庭の子の学び直しを支援するため、高等学校卒業程度認定試験講座を受講した場合の経費を助成します。	ひとり親家庭の保護者と中・義務教育学校卒業の生徒	こども家庭課

※ ひとり親、又は親に高度障がいのある18歳以下の児童を養育している人(所得制限あり)

### 3 早期発見の体制とネットワークづくり

施策名	取組内容	対象	担当課
【新規】 保健部門における早期の発見	○ 妊娠届出に基づく母子健康手帳の交付や乳児全戸訪問事業、乳幼児健康診査など母子保健の場において、生活面の困窮状態に、早い段階で気付くことができるよう留意します。	全ての保護者と子ども	健康・子育て推進課 こども家庭相談センター
【新規】 相談の場における状況の把握	○ 本市の各相談窓口をはじめ、重層的な相談や支援*の機会に、経済的困窮が子どもに与えている影響を把握し、課題の解決に努めます。	全ての保護者と子ども	福祉・健康・子育て・教育に係る全部局
【新規】 保育・教育の場における状況の把握	○ 幼稚園、保育所、認定こども園や子育て支援センター、子育て世代包括支援センター、学校等における保護者との面談や諸費用の納入など、様々な機会を捉えて状況の把握に努めます。	全ての保護者と子ども	子育て・教育に係る全部局
【新規】 地域情報の把握	○ 民生委員・児童委員や社会福祉協議会等関係機関と連携し、生活困窮に関する情報の提供があった場合、個人情報保護及び守秘義務に基づく適切な管理・運用の下、子どもの状況把握に努めます。	全ての保護者と子ども	福祉・健康・子育て・教育に係る全部局
(再掲) 要保護児童対策地域協議会の充実	○ 保護や支援が必要な子どもの早期発見及び適切な対応を行うため、関係機関と連携し、子どもを守る地域ネットワークの充実を図ります。	妊婦と18歳未満の子ども	こども家庭相談センター

※ 複雑化、複合化した支援ニーズのある相談者に対応するため、子ども・子育て、介護、障がい、生活困窮分野などの属性を問わない包括的な相談対応や多機関が連携・協働して行う支援のこと。

## 第8章 計画の推進体制

### 【1】庁内推進体制

本計画の施策分野は、児童福祉分野のみならず教育や商工労働分野など、本市行政の様々な分野にわたっています。全庁的に施策を推進するためには、本市の関係部署、関係機関が連携し、分野横断的に施策を推進していくことが必要です。そのため「鳥取市子どもの貧困対策推進庁内連絡会」を活用し、計画の進行管理及び施策の点検・評価による見直しを行いながら、効果的な施策の推進に努めます。また、庁内に専門のコーディネーターを配置し、関係機関との連携を図るとともに、総合的な相談窓口を設置し、子どもの貧困に係る多様な相談への対応を図ります。

さらに、庁内関係部署との十分な連携を図り、様々な取組を推進するために、職員における子どもの貧困対策についての意識の醸成を図ります。

### 【2】地域における推進体制

本計画を実効性のあるものとするためには、行政による公助の力のみならず、市民と行政及び関係機関等の協働により、施策を推進していく必要があります。

地域における子どもの貧困対策は、保育所や学校などの保育・教育の関係者だけが担うものではなく、子育て家庭をはじめNPOやボランティア団体、地域住民など、あらゆる主体がそれぞれの役割を理解し、連携し、協働して取り組むことが重要です。

そのため「鳥取市子どもの未来応援地域協議会」を開催し、鳥取市の取組について周知を図るとともに、地域において支援に関わる関係機関のネットワークづくりを目指し、子どもの貧困対策の推進に一層努めるとともに、多様な意見を取り入れながら、取組の充実を図ります。また、生活に困難を抱える子どもとその家庭を早期に発見し寄り添いながら見守る人や相談を受け止め支援につなぐ人、専門的な支援を担う人など、教育・保育、地域住民、専門機関、行政機関等の多様な主体を対象として、支援スキルを高めるための研修機会を充実するとともに、参加促進を図ります。

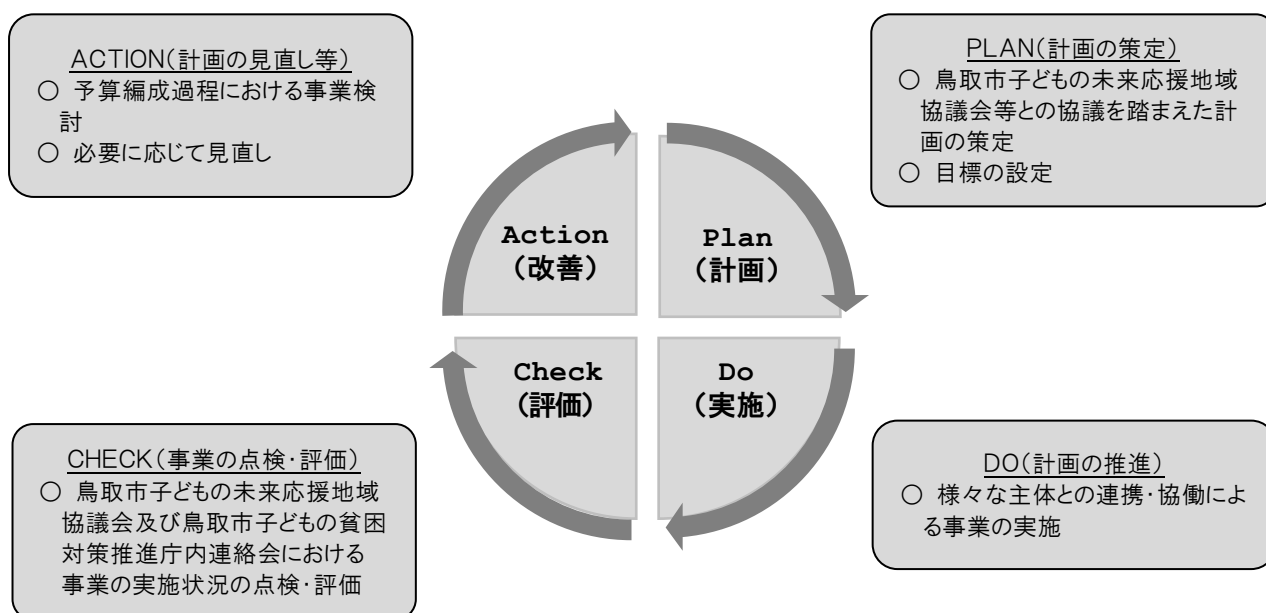
さらに「地域食堂（こども食堂）」をはじめ、学校でもない家庭でもない「居場所」において、子どもと家庭が抱える問題点や課題を把握し、世帯全体への支援を行う相談支援体制の強化を図ります。

### 【3】計画の進捗評価

本計画を実行性のあるものとして推進するために、適宜、子どもの貧困に関する庁内事業データを収集、整理し、現状を把握するとともに、国や県、他の自治体の情報や施策の先進事例等を的確に把握します。

「鳥取市子どもの貧困対策推進庁内連絡会」においては、定期的に計画の進捗状況や達成状況を点検・評価し、それを次の施策・事業の実施に反映していく「PDCAサイクル」による進行管理を進めます。また、柔軟で実態に即した取組が必要であることから、各年度予算編成過程等において事業の見直しなど検討を行い、必要に応じて新規の事業の実施や修正等を行うこととします。

#### 【 PDCAサイクルによる進捗評価 】



## 【4】数値目標の設定

本計画の実行性を高めるためには、施策の進捗状況や事後の達成度、取組状況を評価することで、次の施策の展開に向けたステップへの手掛かりにもなることから、数値目標の設定は重要です。各種計画において設定された指標やアンケート調査から見い出せる目標項目及び数値等を活用し、本計画の数値目標として設定します。

	目 標 項 目	現状値 【策定時】	目標値 【令和8年度】	出典
1	「子育てしやすい環境」と思う市民の割合	61.5% (令和元年度)	65% (令和7年度)	①
2	「将来の夢や目標を持っている」と答える子どもの割合 【小学校6年生（義務教育学校6年生）】	小学6年生 77.4% (令和3年度)	小学6年生 90% (令和7年度)	②
	「将来の夢や目標を持っている」と答える子どもの割合 【中学校3年生（義務教育学校9年生）】	中学3年生 65.9% (令和3年度)	中学3年生 80% (令和7年度)	
3	不登校児童生徒が学校以外の地域人材や関係諸機関等の支援につながっている割合	78.5% (令和元年度)	83.5% (令和7年度)	③
4	地域食堂（こども食堂）の設置か所数	18か所 (令和3年度)	18か所以上 <sup>※1</sup> (令和8年度)	④
5	生活保護世帯の子どもの中学校卒業後の進路決定率 <sup>※2</sup>	- %	95% (令和8年度)	④
6	生活保護世帯の子どもの高校卒業後の進路決定率 <sup>※2</sup>	93.3% (令和2年度)	100% (令和8年度)	④

注：「現状値」及び「目標値」の各項目枠内に示すかつこの年度は、当該年度において実績を把握できる年度を示す。

※1 各中学校区内に1か所（未設置校区6校区）

※2 進路決定率とは、学校卒業時点で就職・進学等の進路が決定している割合

### 【出典(把握方法)】

- ① 鳥取市民アンケート調査
- ② 文部科学省「全国学力・学習状況調査」
- ③ 鳥取県が毎月実施している「児童生徒の不登校及び問題行動等に関する調査」を鳥取市独自に調査した結果を活用（本市教育委員会）
- ④ 庁内資料

## 資料編

### 【資料1】設置要綱 改訂版 令和3（2021）年6月30日

#### 鳥取市子どもの貧困対策推進庁内連絡会設置要綱

##### （設置）

第1条 子どもの将来がその生まれ育った環境に左右されることなく、夢と希望を持って成長していけるよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、鳥取市における子どもの貧困対策を総合的かつ一体的な連携のもと推進する計画（以下「推進計画」という。）を策定し、効果的な運用を行うため、鳥取市子どもの貧困対策推進庁内連絡会（以下「連絡会」という。）を設置する。

##### （所掌事務）

第2条 連絡会は、次に掲げる事務を所掌する。

- （1）鳥取市における子どもの貧困の実態把握・分析に関すること。
- （2）子どもの貧困対策に係る資源量の把握及び施策の検討に関すること。
- （3）推進計画の作成に関すること。
- （4）鳥取市子どもの貧困対策に関する施策の推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況に関すること。
- （5）前各号に掲げるもののほか、子どもの貧困対策に関すること。

##### （組織）

第3条 連絡会は、次に掲げる機関等の別表に掲げる職にある者をもって組織する。

- （1）人権政策局 人権推進課、中央人権福祉センター
- （2）福祉部 生活福祉課
- （3）健康こども部 こども家庭課、保健医療課、健康・子育て推進課、こども家庭相談センター、こども発達支援センター
- （4）経済観光部 経済・雇用戦略課
- （5）教育委員会事務局 学校教育課、学校保健給食課、生涯学習・スポーツ課
- （6）その他目的達成のために必要と認める者

##### （会議）

第4条 連絡会の会議は、庶務を担当する課の長が召集し、議事を進行するものとする。

- 2 連絡会は、運営上必要があると認めるときは関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

##### （庶務）

第5条 連絡会の庶務は、健康こども部こども家庭課において処理する。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、連絡会の運営に関し必要な事項は、連絡会で定める。

附 則

この要綱は、平成28年2月1日から施行する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

役 職 名
人権推進課長
中央人権福祉センター所長
生活福祉課長
こども家庭課長
保健医療課長
健康・子育て推進課長
こども家庭相談センター所長
こども発達支援センター所長
経済・雇用戦略課長
教育委員会学校教育課長
教育委員会学校保健給食課長
教育委員会生涯学習・スポーツ課長



## 【資料2】設置要綱 改訂版 令和3（2021）年10月27日

---

### 鳥取市子どもの未来応援地域協議会設置要綱

#### （設置及び目的）

第1条 鳥取市における子どもの貧困対策を各関係機関・団体で総合的かつ一体的な連携のもと推進し、包括的な支援体制構築と効果的な運用を行うため、鳥取市子どもの未来応援地域協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

#### （所掌事務）

第2条 協議会は、次に掲げる事務を所掌する。

- （1）鳥取市の各関係機関・団体による子どもの貧困対策の地域における取組等の、ネットワークの構築に関する事。
- （2）子どもの貧困対策の支援に活用できる資源量及び情報の把握に関する事。
- （3）各関係機関・団体からの要望・意見の収集と、子どもの貧困対策を推進するための施策の提案に関する事。
- （4）貧困対策の取組に関する課題や今後の取組の方向性の整理に関する事。
- （5）前各号に掲げるもののほか、子どもの貧困対策に関する事。

#### （組織）

第3条 協議会は、次に掲げる機関等の者をもって組織する。

- （1）児童養護施設（鳥取こども学園）
- （2）子どもの虐待防止ネットワーク鳥取
- （3）とっとり若者サポートステーション
- （4）鳥取市地域食堂ネットワーク
- （5）小・中学校PTA連合会
- （6）鳥取市民生児童委員協議会
- （7）鳥取県福祉保健課くらし応援対策室
- （8）小・中・高スクールソーシャルワーカー
- （9）鳥取市保育園会
- （10）鳥取市私立幼稚園・認定こども園協会
- （11）中央人権福祉センター（パーソナルサポートセンター）
- （12）鳥取市連合母子会
- （13）鳥取市放課後児童クラブ連合会
- （14）鳥取市児童館代表
- （15）その他目的達成のために必要と認める者

(会長)

第4条 協議会に会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会長は、運営上必要があると認めるときは、関係者の出席を求めその説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、こども家庭課内において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会で定める。

附 則

この要綱は、平成29年11月16日から施行する。

この要綱は、令和3年10月27日から施行する。

## 第2期 鳥取市子どもの未来応援計画

---

発行／令和4（2022）年3月  
発行者／鳥取県 鳥取市  
問合せ先／鳥取市役所 健康こども部 こども家庭課 管理企画係  
〒680-8571 鳥取市幸町71番地  
電話（0857）30-8236  
FAX（0857）20-3907  
E-mail [kodomo-katei@city.tottori.lg.jp](mailto:kodomo-katei@city.tottori.lg.jp)

---